

令和8年2月 定例記者会見

と き 令和8年2月19日（木）
午前10時30分から
ところ 市役所201、202、203会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 2月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

犬 山 市

目 次

1	とびっくす	3
2	2月定例議会日程（案）	9
3	提出案件数一覧	10
4	条例案件等	13
5	令和8年度当初予算の概要	46
	主な新規主要事業	55
6	令和7年度2月補正予算について	82
7	令和8年5月末までの主な行催事	97

1 とびっくす

〔令和8年度当初予算〕

市内公共交通が充実します

予算要求額 6,936万円

公共交通（コミュニティバス・公共ライドシェア・タクシー）の利便性を向上し、交通弱者の公共交通の利用促進を図ります。

■事業内容及び事業費

コミュニティバス（わん丸君バス）の路線とダイヤの見直しのほか、新たに公共ライドシェアの日中運行（デマンド運行・1年間の実証実験）、高齢者対象のタクシー利用料の補助を行います。

◎わん丸君バスの路線及びダイヤの見直し

- 時期 令和8年12月
 - 内容 中学生運賃の値下げ、市内商業施設への乗入れなど
- 歳出
- ・ 停留所表示作成、時刻表印刷、車内案内作成等 622万円

◎公共ライドシェアの日中運行（デマンド運行）の開始

- 期間 令和8年12月～令和9年11月の毎週木・金曜日
 - 内容 楽田地内の2つの住宅団地を発着地として、楽田東部線（名鉄田県神社前駅～総合犬山中央病院）のバス停の間を予約制で運行します。
- ※現在、別区間で毎日朝夕運行している定時定路線運行は継続実施し、その時間外でデマンド運行を行います。

○歳出

- ・ 車両購入費、運行負担金（朝夜運行含む）等 1,740万円

◎高齢者タクシー料金の補助

- 期間 令和8年6月～令和9年2月
- 対象 65歳以上の市民が市内で利用するタクシー料金
- 金額 利用料金の半額

○歳出

- ・ 運行負担金、カード作成・印刷及び発送費等 4,574万円
- ※国物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

〔令和8年度当初予算〕

産後ケア事業（宿泊型）施設を拡充します

予算要求額 162万円

母子保健法に基づく産後ケア事業の一つである、母子が宿泊し、身体的・心理的ケアや育児指導を受けることができる「宿泊型」の対象施設として、現在の病院、診療所、助産所に加え、令和8年4月からは新たにホテルを追加します。

■事業内容

犬山市では、市内在住の産後4か月未満の母子を対象に「宿泊型」「通所型（母子が医療機関等に通所）」「訪問型（助産師が母子宅を訪問。訪問型は1歳未満対象）」の3タイプの産後ケア事業を実施しています。

利用者はタイプに応じた定額料金（条件により加算・免除有り）を支払うことで各サービスを利用することができます。

現在、「宿泊型」施設として、市と契約締結している施設は10施設で、ホテルとの契約締結は初めてとなります。

○施設名 ホテルミュースタイル犬山エクスペリエンス
（犬山字富士見町16-2・犬山駅西口徒歩1分）

〔提供されるサービス〕

- 常駐の助産師・保育士による24時間サポート
- 24時間いつでも預けられるベビールーム
- 助産師による育児指導（沐浴・授乳など）・カウンセリングなど

■事業費（拡充分のみ）

○産後ケア事業委託料 162万円

■特記

- 犬山市は、令和2年度から「宿泊型」産後ケア事業を実施し、市内施設は、診療所1施設に続き、2施設目となります。
- 申込開始時期や利用料は、ホテルと調整中です。

〔令和8年度当初予算〕

先端医療機器購入を補助します

予算要求額 1億5,810万円

地域全体の医療水準と市民への医療サービスを向上させ、市民が地域で必要な医療サービスを受けられ、健康で安心して生活を送ることができる環境を整備するため、社会医療法人として公益性が高く、市内唯一の第2次救急医療病院である総合犬山中央病院が、医療提供体制を整備強化するため導入する先端医療機器の購入費を補助します。

■事業内容

総合犬山中央病院（五郎丸字二タ子塚6）が導入する先端医療機器（3種・各1台）の購入費用の一部を補助します。

〔導入予定の医療機器〕

○MR I（更新）

強力な磁力を利用し身体の内部を映像化する医療機器。検査時間が短縮し鮮明な画像で診断の精度向上が期待できます。

○血管撮影装置（更新）

造影剤を注射後にX線を照射し、血管の様子を撮影する医療機器。心筋梗塞などのカテーテル治療に必要な装置です。

○X線装置（更新）

X線を照射し、身体の内部を撮影する医療機器です。患部が鮮明に撮影でき、医療処置に効果を発揮します。

■事業費

○先端医療機器導入費補助金 1億3,610万円

○救急医療施設整備費補助金 2,200万円

■特記

- 医療機器は、現在実施されている新棟の建て替え（令和9年1月予定）に合わせて導入されます。

〔令和8年度当初予算〕

こどもの権利条例を制定します

予算要求額 324万円

全てのこどもが、心身ともに健やかに成長し、安心して暮らしていける「こどもまんなか社会」を実現するべく「こどもの権利」を保障することを明確にし、全てのこどもが心身ともに健やかに成長し、安心して暮らしていけるまち犬山となるよう、(仮称)犬山市こどもの権利条例を制定します。

■事業内容

○市民への意見聴取

アンケートフォーム(オンライン)や市内小中学校等の訪問を行うほか、条例素案についてパブリックコメントを実施し、条例の対象の中心であり、権利の主体である子どもを中心として幅広く意見を聴取します。

○条例内容の検討

子ども・子育て支援法の規定に基づく審議会であり、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して調査審議を行う「子ども・子育て会議」を開催し、条例内容を検討します。

■事業費

○こどもの権利条例策定支援業務委託料 320万円

○こどもの権利条例策定アドバイザー謝礼 4万円

■スケジュール

令和8年	4月～ 7月	意見聴取(アンケートフォーム・市内小中学校) ※詳細未定
	7月	子ども・子育て会議(第1回)開催
	10月	子ども・子育て会議(第2回)開催
	11・12月	パブリックコメント
令和9年	1月	子ども・子育て会議(第3回)開催
	2月	議会上程

〔令和8年度当初予算〕

市民文化会館の大規模改修完了を記念した 事業を開催します

予算要求額 1,503千円

市民文化会館の大規模改修工事が令和8年10月で完了するにあたり、リニューアルを記念した各種事業を実施します。

■事業内容及び事業費

令和8年3月から休館し、実施してきた市民文化会館での大規模改修工事が完了し、11月から利用再開となることを記念し、同施設を拠点とした文化事業を積極的に展開していきます。

〈主な事業〉

◎国際芸術祭「あいち」地域展開事業

文化施設をはじめとするまちなかで現代美術展を開催し、多くの方が文化芸術に触れる機会を提供し、現代美術を通じた文化・芸術の振興や、若手芸術家の発掘・育成を行います。

- 会期 令和8年11月14日（土）～12月6日（日）
- 会場 市民文化会館、南部公民館ほか羽黒駅から市民文化会館までの間にある公共施設・空き店舗など
- 主催 愛知県・犬山市

○歳出

- ・国際芸術祭あいち地域展開事業負担金 100万円

◎「新・BS日本のうた」公開収録

NHKBS・BSP4Kで毎週日曜放送の、多くの人々の支持を集め長年親しまれている「日本のスタンダード・ナンバー」ともいべき名曲を紹介する音楽番組です。（参考：NHKウェブサイト）

- 日程 令和9年2月25日（木）
- 会場 市民文化会館 大ホール
- 主催 犬山市・NHK名古屋放送局

〔令和7年度補正予算〕

市内小中学校体育館空調設備設置に着手します

予算要求額 1,575万円

市内小中学校（10小学校・4中学校）における空調設備が、令和元年度に全校のすべての普通教室に、令和6年度に全校の一部の特別教室に設置が完了した中、現在未設置である体育館において、令和8年度に全小学校、令和9年度に全中学校に設置する計画のもと整備に着手します。

■事業内容（今回補正予算計上分）

- ・小学校（10校）体育館への空調設備設置工事設計
（空調設備の方式、受電設備等の方針決定含む）

■事業費（今回補正予算計上分）

- ・設計業務委託料 1,575万円

■スケジュール（予定）

令和8年	3月	設計業務入札 受注者決定・契約・着手
	7月	設計業務完了
	8月	設置工事業務入札
令和9年	3月	設置工事

※工事費は、令和8年6月議会で議案（補正予算）上程予定

※中学校体育館への空調設備設置に伴う設計は令和8年度実施予定、工事は令和9年度に実施予定。

2 2月定例議会日程（案）

議会期間 27日間（2月25日(水)～3月23日(月)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	2. 25	水	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明 ○陳情の委員会送付
第 2 日	26	木		○精 読
第 3 日	27	金		○精 読
第 4 日	28	ⓧ		○休 会
第 5 日	3. 1	ⓧ		○休 会
第 6 日	2 月		午前10時	○人事院勧告関連条例案件・補正予算案件 に対する議案質疑・委員会審査・討論・ 採決
第 7 日	3	火		○精 読
第 8 日	4	水	午前10時	○一般質問
第 9 日	5	木	午前10時	○一般質問
第 10 日	6	金		○休 会
第 11 日	7	ⓧ		○休 会
第 12 日	8	ⓧ		○休 会
第 13 日	9 月		午前10時	○一般質問
第 14 日	10	火	午前10時	○一般質問
第 15 日	11	水	午前10時	○議案質疑
第 16 日	12	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 17 日	13	金		○全員協議会
第 18 日	14	ⓧ		○休 会
第 19 日	15	ⓧ		○休 会
第 20 日	16 月			○部門委員会
第 21 日	17	火		○部門委員会
第 22 日	18	水		○部門委員会
第 23 日	19	木		○休 会
第 24 日	20	ⓧ		○休 会
第 25 日	21	ⓧ		○休 会
第 26 日	22	ⓧ		○休 会
第 27 日	23 月		午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件数一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	
(1) 制 定	1
(2) 廃 止	2
(3) 一部改正	17
2 単 行	1
3 人 事	1
4 予 算	
(1) 令和8年度当初予算	
ア 一般会計	1
イ 特別会計	5
ウ 企業会計	2
(2) 令和7年度補正予算	
ア 一般会計	1
イ 特別会計	5
ウ 企業会計	2
計	38

令和 8 年 2 月定例議会 提出議案一覧表

令和 8 年 2 月 2 5 日

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 第 3 号議案 | 犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第 4 号議案 | 犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 第 5 号議案 | 犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 第 6 号議案 | 犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について |
| 第 7 号議案 | 犬山市附属機関設置条例の一部改正について |
| 第 8 号議案 | 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 第 9 号議案 | 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 第 10 号議案 | 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 11 号議案 | 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 12 号議案 | 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 13 号議案 | 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第 14 号議案 | 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 第 15 号議案 | 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について |
| 第 16 号議案 | 犬山市立保育園条例の一部改正について |
| 第 17 号議案 | 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等について |
| 第 18 号議案 | 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について |

第19号議案	犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第20号議案	犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正について
第21号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第22号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について
第23号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて
第24号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第25号議案	令和8年度犬山市一般会計予算
第26号議案	令和8年度犬山市国民健康保険特別会計予算
第27号議案	令和8年度犬山市犬山城費特別会計予算
第28号議案	令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
第29号議案	令和8年度犬山市介護保険特別会計予算
第30号議案	令和8年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
第31号議案	令和8年度犬山市水道事業会計予算
第32号議案	令和8年度犬山市下水道事業会計予算
第33号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第9号）
第34号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第35号議案	令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）
第36号議案	令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）
第37号議案	令和7年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第38号議案	令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第39号議案	令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）
第40号議案	令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）

4 条例案件等

健康福祉部 障害者支援課

《制定》

○ 犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について（第3号議案）

【趣旨】

障害福祉に関する寄附金を適正に管理するため、条例を制定するもの。

【内容】

令和7年12月に市の運営する障害者施設を始め障害福祉の充実を目的に、75,089,045円の遺贈による寄附があったことから、障害福祉に関する基金を設立し適正に管理・運用する。

【現状・課題】

現在、福祉に関する寄附金は犬山市福祉基金にて管理しており、地域福祉、障害福祉、高齢福祉・児童福祉など福祉全般に資するものである。そのため、今回障害福祉分野に特定し多額の寄附を受けたが、寄附者の意向を受け明確に管理・運用していく基金がない。

【目的・効果】

障害共生基金を設立することで、寄附者の意向に沿った管理・運用ができる。

【その他】

寄附金は、市の運営する犬山市心身障害者更生施設に重度身体障害者が安心・安全に入浴することができるよう機械浴槽を設置するとともにトイレを改修し、施設利用者の利便性向上や支援員の負担軽減を図る。残金は基金に積み立て、障害福祉の増進並びに障害福祉施設の充実に活用していく。

- 寄附金額 75,089,045円
- 犬山市心身障害者更生施設機械浴槽設置工事 6,980千円
- 犬山市心身障害者更生施設トイレ改修工事 4,235千円
- (仮称)犬山市障害共生基金積立金 63,875千円

【施行日】

公布の日

《廃止》

- 犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について（第4号議案）

【趣旨】

犬山市国際交流事業振興基金を廃止するもの。

【内容】

本基金については、平成11年度以降、利子以外の積立を行っていないことから、令和7年度の実施計画においてその必要性について検討を行った。

その結果、基金の設置目的である「広く市民の国際交流事業の振興を図るため」の費用については、必要の都度一般財源を充てる方針としたことから、基金を廃止する。

【その他】

基金残高（23,441,766円）は、一般財源に財産移動する。

【施行日】

令和8年4月1日

《廃止》

○ 犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について（第5号議案）

【趣旨】

犬山国際交流村の用途を廃止するもの。

【内容】

これからの国際交流事業については、行政主導ではなく、市民や市民団体間の交流、民間での経済交流に対して必要に応じて市が支援を行っていくという方針転換により、本施設は所期の目的を達成したことに伴い、その用途を廃止する。

なお、本施設は、平成28年度に利用者数の減少及び施設の老朽化等を理由に、一部施設の解体及び借地の返還を行っている。

【その他】

令和8年度に施設の解体を予定しており、解体後、施設の敷地部分に当たる土地については、名鉄都市開発株式会社に返還し、河川沿いの駐車場については、令和9年度以降、観光部門としての活用を目的として引き続き同社からの無償による借地を予定している。

【施行日】

令和8年4月1日

位置図



《一部改正》

- 犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について（第6号議案）

【趣旨】

指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定手續に係る特例の追加等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①指定候補者の選定手續に係る特例の追加

指定候補者の選定には、犬山市公の施設指定管理者選定審議会（以下「指定管理者審議会」という。）への諮問及び答申が必要であるが、次の場合には、当該諮問及び答申を不要とするよう適用除外規定を設ける。

- (1) PFI法（※）に基づき選定された事業者に施設の管理をさせる場合
 ※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) DBO方式などの手法により性能発注された業務を、プロポーザル方式により選定された事業者に発注する場合

また、上記(2)に該当する場合には、指定候補者の選定に係る審査を、犬山市プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル委員会」という。）において一括して審議するよう規定の整備を行う。

なお、上記(1)に該当する場合にも、その事業者の選定の際に設ける附属機関において、上記(2)と同様に一括して審議を行う想定である。

②字句の修正等所要の改正

【現状・課題】

指定管理者に施設の管理を行わせるものとして整備する事業において、当該施設的设计及び建設並びにその後の管理に係る業務の受注者をプロポーザル方式により選定する場合、現状の制度では次の2つの附属機関にそれぞれ諮問を行い、選定に係る審査を行う必要がある。

附属機関	審査対象
指定管理者審議会	指定候補者の選定
プロポーザル委員会	プロポーザル方式による受注候補者の選定

(次ページにつづく)

このため、施設整備を目的とする同一事業に係る事業者選定にもかかわらず、両附属機関において異なる審査結果が答申される可能性がある。

【効果】

指定候補者及び受注候補者の選定に係る審査を一体的に行う仕組みとすることで、審査結果の齟齬をなくすとともに、当該審査結果に対し統一的な見解に基づきその説明責任を果たすことができる。

【その他】

プロポーザル委員会において指定候補者の選定を行う場合には、その委員の要件に指定管理者審議会の委員として必要な要件を加えることで、審査の精度を保持する。

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第7号議案）

【趣旨】

附属機関を設置するため、条例の一部を改正するもの。

次の附属機関を設置する。

①教育委員会の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市いじめ問題専門委員会	教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（※）に係る事実関係を明確にするため調査する。	5人以内	審議期間

- ※ { (1)いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 (2)いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市いじめ問題再調査委員会	市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。	5人以内	審議期間

【内容】

①いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を明らかにし、重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導、支援等）及び同種の事態の再発防止策（教育委員会、学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的とした調査を行うもの。

（次ページにつづく）

②教育委員会による上記①の調査が、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり再調査が必要と市長が認めるときに、当該調査の結果について調査を行うもの。

【背景・効果】

平成25年9月に、いじめ防止等対策の総合的かつ効果的な推進を目的としていじめ防止対策推進法が施行され、同年10月にはこの法律に基づき、国において、「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。

当市においても平成28年4月に「いじめ防止基本方針」を策定し、重大事態への対処について、発生の報告を受けた場合に速やかに第三者委員会を設置し対応しているところ、近隣の自治体において、第三者委員会による調査を定める条例整備ができていないことを理由に適切な対応ができなかった例がある。同様の事態を引き起こさないよう、今回の条例改正によりあらかじめ、第三者委員会の運営体制を整えておくことで、重大事態への迅速な対処に取り組む。

【その他】

当市において、これまでに重大事態の発生はない。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(第8号議案)

【趣旨】

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員特別職の給与改定に準じ、市議会議員の
期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

期末手当の支給月数の引き上げ（年間0.05月分）

	現 行	改 正 後	
		令和7年度…①	令和8年度以降…②
6月期	1.725月分	1.725月分	1.75月分
12月期	1.725月分	1.775月分	1.75月分
計	3.45月分	3.5月分	3.5月分

【影響額】

令和7年度影響額 622,412円
 内訳 議長 38,352円
 副議長 35,380円
 議員(16名) 548,680円(1人当たり34,293円)

【施行日】

- ① 公布の日(令和7年4月1日適用)
 ② 令和8年4月1日

《一部改正》

- 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(第9号議案)

【趣旨】

市議会議員の議員報酬月額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市特別職報酬等審議会からの答申を受け、経済状況や本市の財政状況、今年度の人事院勧告の行政職俸給表(一)の引上げ率(3.3%)及び指定職俸給表の平均改定率(2.8%)を踏まえ、議長、副議長及び議員の議員報酬月額を引き上げる。

【影響額】

	現行 (令和6年度～)	改定後	影響額※
議長	529,000円	536,000円	7,000円増 (年間119,524円増)
副議長	488,000円	491,000円	3,000円増 (年間51,226円増)
議員	473,000円	476,000円	3,000円増 (年間51,224円増)

※年間影響額には期末手当を含む。

【参考・過去の報酬月額】

	平成8年度～	平成22年度～	平成25年度～
議長	530,000円	529,000円	527,000円
副議長	490,000円	489,000円	487,000円
議員	475,000円	474,000円	472,000円

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（第10号議案）

【趣旨】

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員特別職の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

期末手当の支給月数の引き上げ（年間0.05月分）

	現 行	改 正 後	
		令和7年度…①	令和8年度以降…②
6月期	1.725月分	1.725月分	1.75月分
12月期	1.725月分	1.775月分	1.75月分
計	3.45月分	3.5月分	3.5月分

【影響額】

令和7年度影響額	190,292円
内訳 市長	74,168円
副市長	61,513円
教育長	54,611円

【施行日】

- ① 公布の日（令和7年4月1日適用）
- ② 令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（第11号議案）

【趣旨】

市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市特別職報酬等審議会からの答申を受け、経済状況や本市の財政状況、今年度の人事院勧告の行政職俸給表(一)の引上げ率（3.3%）及び指定職俸給表の平均改定率（2.8%）を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き上げる。

【影響額】

	現行 (令和6年度～)	改定後	影響額※
市長	967,000円	981,000円	14,000円増 (年間257,096円増)
副市長	802,000円	813,000円	11,000円増 (年間202,004円増)
教育長	712,000円	722,000円	10,000円増 (年間183,640円増)

※年間影響額には地域手当及び期末手当を含む。

【参考・過去の給料月額】

	平成8年度～	平成22年度～	平成25年度～
市長	970,000円	968,000円	964,000円
副市長	805,000円	803,000円	800,000円
教育長	715,000円	713,000円	710,000円

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について（第12号議案）

【趣旨】

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定に準じ、職員の給料、期末手当、勤勉手当等の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

■給料、期末手当、勤勉手当の引き上げ

- ・給料 給料表の給料月額を大卒初任給12,000円、高卒初任給12,200円引き上げ。これを踏まえ、若年層が在職する号給に重点を置きつつ、その他の職員も給料月額を引き上げ。再任用職員の給料月額についても引き上げ。（正規職員の平均改定率3.43%）…①

- ・期末手当 支給月数の引き上げ

（正規職員：年間0.025月分 再任用職員：年間0.025月分）

	現 行	改正後	
		令和7年度…①	令和8年度以降…②
6月期	1.25月分 (0.7月分)	1.25月分 (0.7月分)	1.2625月分 (0.7125月分)
12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.275月分 (0.725月分)	1.2625月分 (0.7125月分)
計	2.5月分 (1.4月分)	2.525月分 (1.425月分)	2.525月分 (1.425月分)

※（ ）内は再任用職員

(次ページにつづく)

・勤勉手当 支給月数の引き上げ

(正規職員：年間0.025月分 再任用職員：年間0.025月分)

	現 行	改正後	
		令和7年度…①	令和8年度以降…②
6月期	1.05月分 (0.5月分)	1.05月分 (0.5月分)	1.0625月分 (0.5125月分)
12月期	1.05月分 (0.5月分)	1.075月分 (0.525月分)	1.0625月分 (0.5125月分)
計	2.1月分 (1月分)	2.125月分 (1.025月分)	2.125月分 (1.025月分)

※ () 内は再任用職員

■宿日直手当 支給上限額の見直し…①

・通常勤務の場合

勤務1回につき

現行：5,200円 → 見直し後：4,700円

・常直勤務(住込み)の場合

月額

現行：21,000円 → 見直し後：23,500円

※ 現在、宿日直手当の支給対象となる業務に従事する職員はいない。

【影響額】

令和7年度影響額 145,997千円増

正規職員(606名)、再任用職員(11名)

影響額には、規則改正による通勤手当の支給額の改定額を含む。

【施行日】

① 公布の日(令和7年4月1日適用)

② 令和8年4月1日

《一部改正》

- 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(第13号議案)

【趣旨】

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定に準じ、会計年度任用職員の報酬及び給料の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

正規職員の給料表改定に伴い、会計年度任用職員の報酬単価及び給料月額を引き上げる。

※ 期末手当、勤勉手当、通勤手当（費用弁償を含む）についても、正規職員と同様に引き上げ等を行う。

【影響額】

令和7年度影響額 87,784千円

会計年度任用職員（フルタイム79名・パートタイム725名）

【施行日】

公布の日（令和7年4月1日適用）

《一部改正》

○ 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（第14号議案）

【趣旨】

災害応急作業等手当を支給するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

特殊勤務手当について、新たに災害応急作業等手当を追加する。災害応急作業等手当の額は、国家公務員一般職に準じ、次のとおりとする。

対象業務	手当額
災害が発生若しくは発生するおそれがある道路、堤防等で行う巡回監視	1日につき 710円 大規模な災害として市長が定める災害に従事した場合 1,080円 (※1) (※2)
災害が発生若しくは発生するおそれがある道路、堤防等で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1日につき 1,080円 (※1) (※2)
災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体に派遣されて行う災害応急対策の作業	1日につき 710円 大規模な災害として市長が定める災害に従事した場合 1,080円 (※3)
消防相互応援による消防業務又は緊急消防援助隊としての消防業務	1日につき 2,160円

(※1) 国立天文台の発表に基づく日没時から日出時までの間において行われた場合、手当額は1.5倍

(※2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、手当額は2倍

(※3) 作業が深夜（午後10時から翌日の午前5時）において行われた場合、手当額は1.5倍

- ・災害応急作業等手当の支給対象となる業務のうち、異なる2以上の業務に従事したときは、その手当額のうち、最高額を支給する。

(次ページにつづく)

【背景】

令和6年能登半島地震の対応として、発災直後から多くの職員を現地に派遣し、劣悪な環境の下、災害対応等に当たった。これらの派遣職員が、国の規則上、災害応急作業等手当の支給対象とされている業務と同様の業務に従事する場合であっても、派遣元の地方公共団体の条例に定めがなく、同手当の支給対象とならない場合があることから、国から国家公務員等との均衡を図るための検討を行うよう通知があったことによるもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（第15号議案）

【趣旨】

公の施設に係る使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

《総務課所管関係》

【内容】

「公共施設使用料の見直しに関する基本方針（平成31年4月策定、令和7年1月改訂）」に基づき、令和4年度から令和6年度までの施設の維持管理費の実績をもとに公共施設の使用料の見直しを行う（令和6年度に引き続き3度目）。

【見直し対象の施設】 26施設

市民文化会館、武道館、弓道場、公民館（塔野地、善師野、南部）、市民交流センター、フィットネスフロイデ、野外活動センター、小弓の庄、山の田公園、羽黒中央公園（体育館）、ふれあいセンター（楽田、今井、犬山西、東）、市民健康館、余遊亭、さくら工房、体育センター、里山学センター、環境保全ボランティアセンター、旧磯部家住宅復原施設、内田多目的広場テニスコート、福祉活動センター、城前観光案内所

※ 一定の区画を不特定多数の個人が利用する施設の一部設備（フィットネスフロイデのプール、市民健康館内の入浴施設など）は、見直しの対象外とする。

【基本方針の概要】

(1) 使用料の算定方法

算定の原則	=	原価	×	受益者負担率
①継続利用		建物と土地の価値	×	100%
②一時利用		施設の維持管理費	×	0%・50%・100%

※継続利用 …レストラン、事務所などの用途に継続して占有すること。

※一時利用 …研修、会議などの用途に一時的に利用すること。

(2) 見直しの要点

- ・施設の維持管理費は、令和4年度から令和6年度までの決算額の平均値を採用（次ページにつづく）

- ・使用料の急激な増減を抑制するため、激変緩和措置（0.8倍～1.2倍）を設ける（文化会館及び南部公民館を除く。）。
- ・市外利用者に対する割増料金の設定について、次のいずれにも該当しない場合には、割増料金を設定
 - ①地域や地元住民の使用を目的とした施設
 - ②福祉、学習に関連する施設
 - ③市民が観覧できる催しなどのために利用される舞台や展示室などを備える施設
- ・現在改修工事中の文化会館及び南部公民館について、その工事費を施設の維持管理費に算入して使用料を算定（上記(1)の例外）
 - ※ 激変緩和措置は適用しない。
- ・周知期間について、令和8年4月1日時点で施設の利用申請が行える日以後の施設の利用から改定後の使用料を適用
 - （例）利用日の3ヶ月前から利用申請が行える施設
 - 令和8年7月1日以後の施設の利用から改定後の使用料を適用
 - ※ 市民文化会館（利用日の1年前から利用申請が可能）については、改修工事が完了する令和8年11月1日以後の施設の利用（同年4月1日以後に利用申請があったものに限る。）から改定後の使用料を適用

【見直しの結果】 各施設の算出結果については、別紙参照

値上がり傾向の施設：18施設	値下がり傾向の施設：7施設
市民文化会館、武道館、弓道場、公民館（塔野地、善師野、南部）、市民交流センター、小弓の庄、山の田公園、羽黒中央公園体育館、ふれあいセンター（楽田、犬山西、東）、余遊亭、体育センター、里山学センター、旧磯部家住宅復原施設、内田多目的広場テニスコート	フィットネスフロイデ、野外活動センター、市民健康館、さくら工房、今井ふれあいセンター、福祉活動センター、城前観光案内所

※ 変動なし：環境保全ボランティアセンター

【財政上の影響】

見直しに係る使用料の収入見込み額

6,949千円増（令和6年度決算比）

※ 令和6年度の利用実績をもとに改定後の使用料を適用した場合の総額

※ 指定管理者制度を導入している羽黒中央公園（体育館）は、使用料ではなく施設協力金（利用料金の10%）への影響額

（次ページにつづく）

【施行日】

施設ごとに改定後の使用料が適用される日を施行日とする。

《スポーツ交流課所管関係》

【内容】

犬山市体育館（多目的スタジオ及びトレーニングルーム）、犬山市民交流センターフィットネス施設使用料（温水プール、エアロビクススタジオ、アスレチックジム）、犬山市武道館及び犬山市弓道場の個人利用に係る使用料を改定する。

【改定後の使用料】

○ 犬山市体育館及び犬山市民交流センター (単位：円)

施設		犬山市体育館			市民交流センターフィットネス		
		1回	11回	登録	1回	11回	登録
温水プール	一般	—	—	—	450	4,500	—
	小中学生	—	—	—	230	2,300	—
	幼児	—	—	—	110	1,100	—
	シルバー	—	—	—	360	3,600	—
トレーニングジム	一般	690	6,900	—	690	6,900	—
	シルバー	550	5,500	—	550	5,500	—
スタジオ	一般	880	8,800	—	920	9,200	—
	シルバー	700	7,000	—	730	7,300	—
共通	一般	990	9,900	5,050	1,140	11,400	5,820
	シルバー	790	7,900	4,040	910	9,100	4,650

※ 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.1倍に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

(次ページにつづく)

○ 犬山市武道館及び犬山市弓道場

(単位：円)

施設	犬山市武道館		犬山市弓道場	
	1回	11回	1回	11回
児童・生徒	60	600	60	600
その他の者	120	1,200	120	1,200

【算定方法】

- ・原価（維持管理費）÷年間総利用数×受益者負担率（50%・100%）
- ・急激な増減を抑制するため、激変緩和措置（0.9倍～1.1倍）を設ける。

【施行日】

令和8年7月1日

《一部改正》

○ 犬山市立保育園条例の一部改正について（第16号議案）

【趣旨】

犬山市立羽黒子ども未来園及び犬山市立羽黒北子ども未来園の用途を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

施設の老朽化及び少子化に伴い、犬山市立羽黒子ども未来園及び犬山市立羽黒北子ども未来園を統合し、民設民営により整備及び運営される保育所へと移管するもの。

【今後の予定】

令和8年4月1日

犬山市立羽黒子ども未来園及び犬山市立羽黒北子ども未来園 閉園

私立の保育所（※） 開園

※ 経営主体：ライクキッズ株式会社

所在地：犬山市羽黒摺墨11番1（旧犬山市民プール跡地）

【施行日】

令和8年4月1日

《廃止・一部改正》

- 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等について（第17号議案）

【趣旨】

犬山市立丸山子ども未来園及び犬山市立犬山幼稚園を統合し、認定こども園として犬山市立丸山子ども未来園を設置するため、条例の一部改正及び廃止をするもの。

【内容】

犬山幼稚園の利用児童数の減少に伴い、犬山幼稚園と丸山子ども未来園を統合することを目的として、犬山幼稚園の「幼稚園」としての機能を、保育園である丸山子ども未来園が担うため、同園を保育園と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園とする。

【今後の予定】

令和11年3月31日

現在地での犬山幼稚園の幼稚園事業を終了

令和11年4月1日

犬山幼稚園の幼稚園機能を丸山子ども未来園に統合し、現在の「保育所」から「認定こども園（※）」に変更

※ 認定こども園：幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行うことから、定員に保育園枠と幼稚園枠が設定されている施設

【その他】

丸山子ども未来園の利用定員は、丸山子ども未来園の利用定員に、1号認定（保護者が保育の必要性の条件を満たさない場合の認定）として新たに年少、年中、年長の各学年6人ずつを想定し、合計18人を追加する。

【施行日】

令和11年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第18号議案）

【趣旨】

国民健康保険税の課税額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

1. 子ども・子育て支援納付金課税額の創設

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法などにより、令和8年度より国民健康保険から「子ども・子育て支援金」を徴収することとされた。

なお、この支援金は全世代から徴収されるが、18歳未満の子どもの均等割については、全額減額措置がとられる。

＜当市の子ども・子育て支援納付金の一人当たりの年間負担額＞

当市が県に納める納付金	①	38,146,370 円
調整（保険者支援制度）	②	2,998,466 円
県による当市の国保加入者推計	③	10,381 人
一人当たり年間負担額	(①-②)÷③	3,386 円

※ 標準保険料率算定結果（本算定）（犬山市分）

2. 国民健康保険税の税率等改定

令和7年度犬山市国民健康保険運営協議会での議論に基づく答申や、市議会からの新年度予算編成に併せての申入書を踏まえ、市として以下の方針により次頁（令和8年度 国民健康保険税税率等改定表）のとおり税率等を改定する。

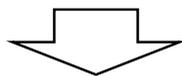
- ① 令和8年度の税率等改定においては、新制度である「子ども・子育て支援納付金分」の課税は実施するものの、従来の後期高齢者支援金分の税率を引き下げ、全体の税負担額については据え置きとする。
- ② 愛知県が進める保険税負担平準化の第一段階終了年度である令和11年度までの4年間は、国民健康保険事業基金を最大限活用し、保険税負担の上昇を抑制する。
- ③ 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
- ④ 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」とする。

（次ページにつづく）

< 令和 8 年度 国民健康保険税税率等改定表 >

(改正前)

区 分	所得割額	均等割額	平等割額	課税限度額
基礎課税額 (医療分)	7.70%	32,760 円	23,800 円	660,000 円
後期高齢者支援金等課税額	2.98%	12,900 円	8,640 円	260,000 円
介護納付金課税額	2.58%	12,900 円	7,000 円	170,000 円
合 計	13.26%	58,560 円	39,440 円	1,090,000 円



(改正後)

区 分	所得割額	均等割額	平等割額	課税限度額
基礎課税額 (医療分)	7.70%	32,760 円	23,800 円	660,000 円
後期高齢者支援金等課税額	2.50%	12,000 円	7,800 円	260,000 円
介護納付金課税額	2.40%	13,000 円	7,000 円	170,000 円
【新】子ども・子育て支援 納付金課税額	0.26%	1,200 円 (※1)	800 円	法定による (※2)
合 計	12.86%	58,960 円	39,400 円	1,090,000 円
改正前後の増減	-0.40%	400 円	-40 円	0 円

※1 … 子ども・子育て支援納付金課税分には、上記に加え「18歳以上均等割(24円)」が別途課税される。

※2 … 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額については、政令の決定があり次第改正する(現在の情報では3万円となる予定)。

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

- 犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第19号議案）

【趣旨】

借上市営住宅制度への移行等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①借上市営住宅制度への移行

市が保有する市営住宅に代わり、民間事業者等が保有する住宅を市が借り上げ、市営住宅として供給する仕組みへと順次移行するため、借上市営住宅に係る規定の整備を行う。

②市営住宅管理人の廃止

市営住宅監理員の職務を補助させるため団地毎に置いていた市営住宅管理人について、市営住宅の入居者数の減少によりその必要性がなくなったため、市営住宅管理人に係る規定を削除する。

〈市営住宅監理員〉

公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を行う者

③連帯保証人の廃止

国の方針に基づき、市営住宅の賃貸契約に係る連帯保証人を不要とし、新たに緊急連絡先を求めるよう入居条件を緩和する。

【現状・課題】

市営住宅は、昭和25年度から昭和34年度にかけて木造平屋建ての住宅を9団地に144戸を建築し、令和7年10月末時点では7団地で26戸を管理している。建築から60年以上が経過して、老朽化が著しく、再度の耐震診断の結果、耐震性も不十分であることから、入居者の安全かつ健康で文化的な生活の確保のためにも新たな住宅の必要性が高まっている。

【目的・効果】

入居者が市保有の市営住宅から民間賃貸住宅へ移転することで、入居者の安全かつ健康で文化的な生活を確保することができる。

また、民間賃貸住宅の空き部屋の減少を見込めることなどの効果が期待できる。

（次ページにつづく）

【その他】

既存の民間賃貸住宅の空き部屋を活用した借上市営住宅制度の導入は、愛知県内で初となる。

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

- 犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正について（第20号議案）

【趣旨】

交通災害及び犯罪被害見舞金に係る支給額の改定等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①交通災害及び犯罪被害見舞金の支給額の改定

交通災害及び犯罪被害見舞金の支給額を次のとおり改定する。

種類	改定前(～令和7年度)	改定後(令和8年度～)
死亡見舞金	15万円	30万円
傷害見舞金	5万円	10万円

②字句の修正等所要の改正

【経緯・理由】

交通災害被害者には、治療費のほかに弁護士や調査に係る費用、葬儀費用などが必要となる。また、犯罪被害者には、一時避難先での宿泊費や生活費に加え、その後の生活に危険が伴うこともあることから引越しが必要となることもあり、いずれにおいても金銭的負担が強いられるため、見舞金を支給し支援を行っている。

条例に基づき犯罪被害者に係る見舞金を支給している愛知県内の他の自治体における死亡見舞金及び傷害見舞金の支給額（下記「県内他市町の状況」参照）を考慮し、見舞金の額を増額する。

【その他】

・県内他市町の状況

当市を含む17市町が見舞金の支給に関する条例を制定

死亡見舞金：30万円 16団体、15万円 1団体（当市）

傷害見舞金：10万円 14団体、5万円 3団体（うち1団体が当市）

（次ページにつづく）

・過去4年間の支給実績

死亡見舞金：令和4年度 1件

令和5年度 2件

令和6年度 1件

令和7年度 0件

傷害見舞金：当該期間での支給なし

・愛知県による支援

愛知県犯罪被害者等見舞金制度

遺族見舞金（60万円）、重症見舞金（20万円）

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（第21号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）

【内容】

非常勤の消防団員や水防団員、消防作業に従事した者などに対する損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及びその加算額を次のとおり改定する。

①補償基礎額

・消防団員及び水防団員

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長 副団長	12,900円 ↓ <u>13,340円</u>	13,700円 ↓ <u>14,170円</u>	14,500円 ↓ <u>15,000円</u>
分団長 副分団長	11,300円 ↓ <u>11,670円</u>	12,100円 ↓ <u>12,500円</u>	12,900円 ↓ <u>13,340円</u>
部長 班長 団員	9,700円 ↓ <u>10,000円</u>	10,500円 ↓ <u>10,840円</u>	11,300円 ↓ <u>11,670円</u>

・火災現場付近において応急消火に協力した人、事故現場付近で応急手当をした人など

改正前 9,700円から14,500円まで

↓

改正後 10,000円から15,000円まで

(次ページにつづく)

②上記①の者に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額

扶養親族	配偶者 ※1	子 ※2	孫 ※2	父母・祖父母 ※3	弟妹 ※2	重度心身障害者
加算額	100円 ↓ 廃止	383円 ↓ 433円		217円 ↓ (改定なし)		

※1 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※2 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

※3 60歳以上の者に限る。

【その他】

- ・現在、この損害補償を受けている者はいないため、改正による影響なし。
- ・当市では、非常勤消防団員が非常勤水防団員を兼務している。

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第22号議案）

【趣旨】

国の省令等（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）

※ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）

【内容】

① サウナ設備の細分化（簡易サウナ設備に係る基準の追加）

近年増加している屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する型式のサウナ設備は、浴場等の建物内に設置することを想定した従来のサウナ設備とはその特性が異なることから、こうしたサウナ設備を簡易サウナ設備として区別し、これ以外のサウナ設備を一般サウナ設備とする。

〈簡易サウナ設備〉

次のいずれにも該当するサウナ設備

- ・ 屋外等のテントやバレルに設置される放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のもの
- ・ 薪又は電気を熱源とするもの

また、簡易サウナ設備に適用する位置及び構造に関する基準を新たに設ける。

※ 位置及び構造いずれの基準についても、一般サウナ設備に適用される基準よりも緩和される。

② 感震ブレーカーの普及促進

市が普及の促進に努めるべき住宅における火災予防の推進に資する設備として感震ブレーカーを明記し、その更なる普及の促進を図る。

【効果】

簡易サウナ設備の特性に応じた基準を明確に定めることにより、簡易サウナ設備の普及につながる効果が見込まれる。

【施行日】

令和8年3月31日

《和解及び損害賠償額の決定》

○ 和解及び損害賠償の額を定めることについて（第23号議案）

【趣旨】

道路瑕疵により発生した道路陥没事故に関し、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

道路瑕疵により発生した次の事故について、損害賠償の額を決定し、相手方と和解するもの。

事故発生日時	令和7年10月7日 午前10時頃
事故発生場所	犬山市大字犬山字南古券224番地先（市道犬山167号線）
事故概要	相手方のコンクリートミキサー車が作業現場付近に到着し停車したところ、道路に陥没が生じ右側の後輪タイヤ2本がはまり込み、車両の一部が破損し、当日の作業ができなくなった。
過失割合	市：100% 相手方：0%
損害賠償の額	612,282円 （内訳） 事故処理代 195,800円 車両修理代 151,030円 材料代等 265,452円
和解の内容	本件の事故における過失が全て犬山市と認定されたため、犬山市が上記の損害賠償の額を相手方に支払う。

【予算措置】

《歳出》 自動車事故等賠償金（修理費等） 613千円

《歳入》 道路賠償責任保険金 613千円

【その他】

当市が加入する道路賠償責任保険の契約先である損害保険ジャパン株式会社にて相手方から提出された事故損害費用請求書の内容を確認したところ、過失割合は犬山市が100%で、修理等に係る費用のすべてが保険対象となった。

既に相手方の車両修理等は完了しているため、本議案可決後、速やかに損害賠償金を支払う。

《犬山市教育委員会委員》

○ 犬山市教育委員会委員の任命について（第24号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員「堀 美鈴（ほり みすず）」氏の任期満了（令和8年3月31日）に伴い、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】

氏 名 笠 井 尚（かさい ひさし）

生年月日 ■

任 期 任命の日から4年間

令和8年度 当初予算の概要

『必要なところに 暮らしを支える予算』

令和8年度全会計当初予算 総額 514億2,994万2千円

前年度比 6,674万円・0.1%の増加

令和8年度一般会計当初予算 総額 313億9,097万8千円

※令和7年度一般会計当初予算 総額 309億7,923万4千円

前年度比 4億1,174万4千円・1.3%の増加

1 総括（一般会計）

令和8年度の一般会計予算は、人事院勧告に基づく職員人件費の上昇や、認可保育所に対する委託料や補助金など制度的に事業費が増額となるほか、都市環境整備として善師野防災広場や蟬屋長塚線道路整備、地区計画公園整備の実施や、医療環境の整備として先端的医療機器を導入する総合犬山中央病院に対する補助金など、政策的な事業費も増額となったことで、当初予算としては過去最高額となった。

長期的に安定した財政運営を持続させ、突発的な自然災害などへの備えも必要であることから、財政調整基金残高の確保と、将来負担を見通した市債残高の抑制を行ったうえで、社会保障費や人件費といった義務的経費の増加や、子育て支援の更なる拡充、都市基盤整備の推進、地域医療の充実・強化のための予算を計上した。

2 歳入（一般会計）

歳入予算のうち、市税については総額で127億1,318万8千円を計上した。この額は、予算規模全体の約4割（40.4%）を占め、対前年度比で1.5%、1億8,533万9千円の増額となった。

国内景気は、日本銀行が公表する「経済・物価情勢の展望」によれば、一部に弱めの動きもみられるものの、全体としては緩やかに回復しているとされている。これを踏まえ、令和8年度税収を算出した。増収となる主な要因としては、次のとおり。

個人市民税については、昨年同様に賃上げが実施され、給与収入の増加に伴い増収する見込みとした。

固定資産税及び都市計画税については、当市の地価は地域によって増減はあるが、総じて横ばい傾向にある。一方、家屋及び償却資産においては、小規模ではあるが宅地開発が行われていることに加え、市内事業者による新工場等の建築による増収を見込んだ。

なお、軽自動車税環境性能割については、税制改正により、令和8年4月1日より廃止となるため、令和8年2月及び3月の2か月分のみ計上となっている。

- ・個人市民税 45億1,817万6千円
(前年度比 +7,714万2千円、1.7%の増加)
- ・法人市民税 11億2,303万3千円
(前年度比 △5,827万4千円、4.9%の減少)
- ・固定資産税 56億9,271万1千円
(前年度比 +1億5,384万5千円、2.8%の増加)
- ・軽自動車税 2億 372万3千円
(前年度比 △368万9千円、1.8%の減少)
- ・市たばこ税 3億7,626万4千円
(前年度比 △206万2千円、0.5%の減少)
- ・都市計画税 7億8,765万1千円
(前年度比 +1,682万9千円、2.2%の増加)

その他

- ・地方消費税交付金 21億5,690万4千円
(前年度比 +2億 50万9千円・10.2%の増加)
- ・地方交付税 22億6,905万9千円
(前年度比 +7,194万9千円・3.3%の増加)
- ・国庫支出金 42億4,276万9千円
(前年度比 △4億6,604万3千円・9.9%の減少)
- ・県支出金 24億1,017万7千円
(前年度比 +4億5,666万7千円・23.4%の増加)
- ・繰入金 24億 315万1千円
(前年度比 △581万4千円・0.2%の減少)
- ・市債 15億2,660万円
(前年度比 △1億 400万円・6.4%の減少)

3 歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると、

(1) 民生費 127億 587万5千円

（前年度比 +2億 965万5千円・1.7%の増加）

公定価格の改定により、認可保育所に対する委託料や補助金が増額となったほか、子ども屋内遊戯施設の管理運営費や、羽黒・羽黒北子ども未来園の解体に係る経費の計上や、市内私立幼稚園が支援制度を移行することに伴い、子ども子育て支援新制度に基づく給付等の増などにより増加となっている。

(2) 総務費 41億3,877万円

（前年度比 △5億7,663万1千円・12.2%の減少）

人事院勧告に基づく職員人件費や、自治体情報システムの管理保守に係る経費が増額となる一方で、自治体情報システムの標準化作業の完了により、全体としては減額となっている。

(3) 教育費 35億1,004万3千円

（前年度比 △1億7,132万9千円・4.7%の減少）

城東中学校の整備や犬山南小学校の外構整備に係る経費を計上する一方で、羽黒中央公園多目的スポーツ広場改修事業の完了による事業費の減額や、市内私立幼稚園の支援制度移行に伴う幼児教育補助事業費の減などにより全体として減額となっている。

(4) 衛生費 34億8,043万1千円

（前年度比 +3億9,239万2千円・12.7%の増加）

尾張北部環境組合への負担金が増額となったほか、善師野防災広場の整備に係る経費の計上や、総合犬山中央病院の先端医療機器導入経費に対する補助金の計上などにより増額となっている。

(5) 土木費 28億7,673万1千円

（前年度比 +4億7,234万円・19.6%の増加）

蝉屋長塚線道路整備に係る経費が増額となったほか、橋爪及び五郎丸の地区計画公園整備に係る経費の計上などにより増額となっている。

参 考 財政調整基金

令和7年度末基金残高見込額	2 2億5, 5 5 9万2千円
令和8年度予算取り崩し額	1 2億7, 6 7 1万4千円
令和8年度予算積立額（利子分）	7 4 4万0千円
令和8年度予算反映後基金残高	9億8, 6 3 1万8千円

令和8年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令 和 8 年 度 当 初 予 算 額 A	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額 B	比 較 増 減	
				対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
一 般 会 計		31,390,978	30,979,234	411,744	1.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 計 特 別 会	5,736,002	6,668,427	△ 932,425	△ 14.0
	犬 山 城 費 計 特 別 会	512,849	324,802	188,047	57.9
	木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会	66,852	65,658	1,194	1.8
	介 護 保 険 計 特 別 会	5,761,165	5,639,051	122,114	2.2
	後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会	1,981,884	1,844,182	137,702	7.5
	小 計	14,058,752	14,542,120	△ 483,368	△ 3.3
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,815,980	1,810,198	5,782	0.3
	下 水 道 事 業 会 計	4,164,232	4,031,650	132,582	3.3
	小 計	5,980,212	5,841,848	138,364	2.4
合 計		51,429,942	51,363,202	66,740	0.1

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

令和8年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 8 年 度		令 和 7 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	12,713,188	40.5	12,527,849	40.4	185,339	1.5
2 地 方 譲 与 税	240,577	0.8	234,669	0.8	5,908	2.5
3 利 子 割 交 付 金	33,796	0.1	7,273	0.0	26,523	364.7
4 配 当 割 交 付 金	111,151	0.4	95,369	0.3	15,782	16.5
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	122,557	0.4	84,459	0.3	38,098	45.1
6 法 人 事 業 税 金	251,461	0.8	242,199	0.8	9,262	3.8
7 地 方 消 費 税 金	2,156,904	6.9	1,956,395	6.3	200,509	10.2
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	18,726	0.1	21,625	0.1	△ 2,899	△ 13.4
9 環 境 性 能 割 金	9,516	0.0	82,312	0.3	△ 72,796	△ 88.4
10 地 方 特 例 交 付 金	168,246	0.5	76,965	0.2	91,281	118.6
11 地 方 交 付 税	2,269,059	7.2	2,197,110	7.1	71,949	3.3
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,496	0.0	7,748	0.0	△ 252	△ 3.3
*13 分 担 金 及 び 金 担	97,514	0.3	105,118	0.3	△ 7,604	△ 7.2
*14 使 用 料 及 び 手 数 料	585,330	1.9	570,939	1.8	14,391	2.5
15 国 庫 支 出 金	4,242,769	13.5	4,708,812	15.2	△ 466,043	△ 9.9
16 県 支 出 金	2,410,177	7.7	1,953,510	6.3	456,667	23.4
*17 財 産 収 入	132,234	0.4	141,422	0.5	△ 9,188	△ 6.5
*18 寄 附 金	507,750	1.6	408,740	1.3	99,010	24.2
*19 繰 入 金	2,403,151	7.7	2,408,965	7.8	△ 5,814	△ 0.2
*20 繰 越 金	750,000	2.4	750,000	2.4	0	0.0
*21 諸 収 入	632,776	2.0	767,155	2.5	△ 134,379	△ 17.5
22 市 債	1,526,600	4.9	1,630,600	5.3	△ 104,000	△ 6.4
合 計	31,390,978	100.0	30,979,234	100.0	411,744	1.3
* 自 主 財 源	17,821,943	56.8	17,680,188	57.1	141,755	0.8
依 存 財 源	13,569,035	43.2	13,299,046	42.9	269,989	2.0

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和8年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 8 年 度		令 和 7 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	244,476	0.8	237,750	0.8	6,726	2.8
2 総 務 費	4,138,770	13.2	4,715,401	15.2	△ 576,631	△ 12.2
3 民 生 費	12,705,875	40.5	12,496,220	40.3	209,655	1.7
4 衛 生 費	3,480,431	11.1	3,088,039	10.0	392,392	12.7
5 農 林 業 費	281,861	0.9	332,194	1.1	△ 50,333	△ 15.2
6 商 工 費	908,745	2.9	634,632	2.0	274,113	43.2
7 土 木 費	2,876,731	9.2	2,404,391	7.8	472,340	19.6
8 消 防 費	1,218,817	3.9	1,256,176	4.1	△ 37,359	△ 3.0
9 教 育 費	3,510,043	11.2	3,681,372	11.9	△ 171,329	△ 4.7
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
11 公 債 費	1,917,228	6.1	2,025,058	6.5	△ 107,830	△ 5.3
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	31,390,978	100.0	30,979,234	100.0	411,744	1.3

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和8年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 8 年 度		令 和 7 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 人 件 費	6,707,517	21.4	6,199,580	20.0	507,937	8.2
2 物 件 費	6,250,447	19.9	6,544,779	21.1	△ 294,332	△ 4.5
3 補 助 費 等	3,058,182	9.7	2,835,507	9.2	222,675	7.9
4 扶 助 費	6,735,774	21.5	6,353,996	20.5	381,778	6.0
5 維 持 補 修 費	88,005	0.3	97,779	0.3	△ 9,774	△ 10.0
6 普 通 建 設 費 事 業	2,496,499	8.0	2,963,130	9.6	△ 466,631	△ 15.7
7 繰 出 金	2,892,200	9.2	2,830,488	9.1	61,712	2.2
8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	361,675	1.2	336,521	1.1	25,154	7.5
9 積 立 金	775,451	2.5	684,396	2.2	91,055	13.3
10 公 債 費	1,917,228	6.1	2,025,058	6.5	△ 107,830	△ 5.3
11 災 害 復 旧 費 事 業	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
12 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	31,390,978	100.0	30,979,234	100.0	411,744	1.3

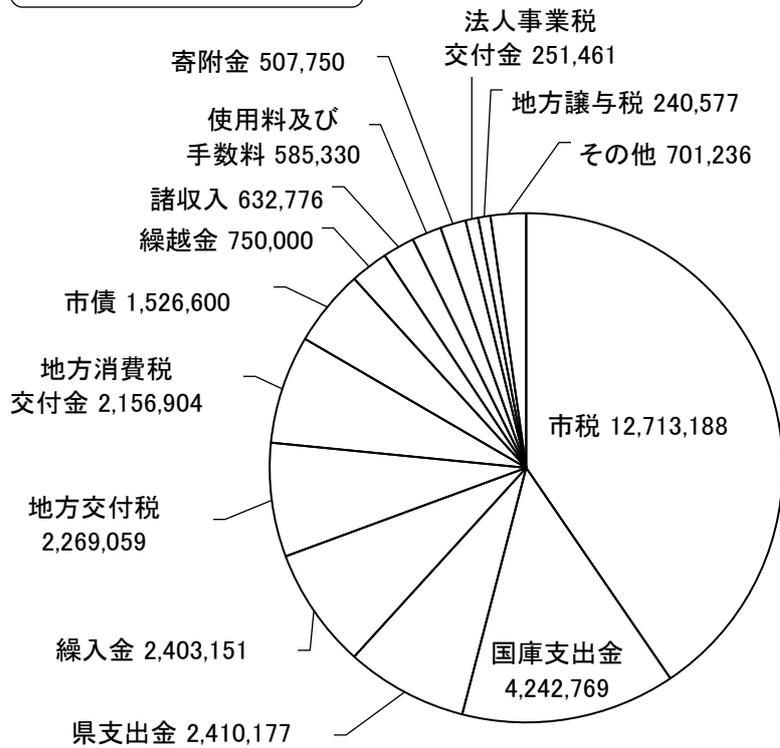
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出状況

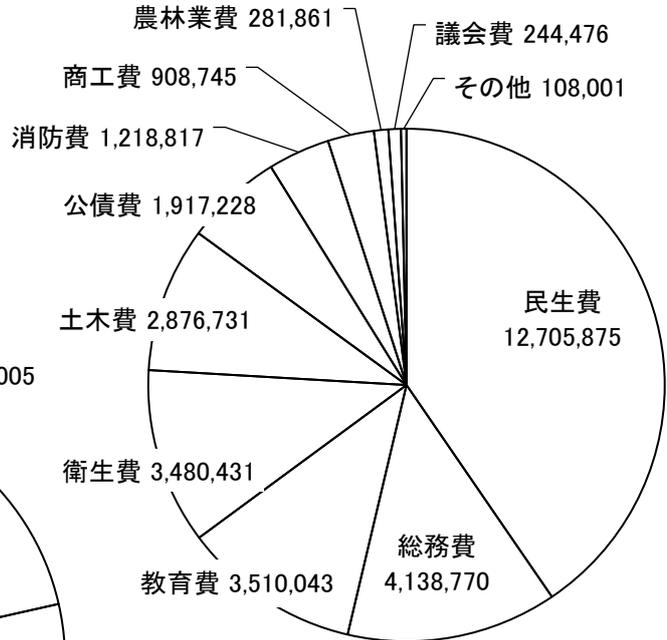
予算規模
31,390,978千円

単位：千円

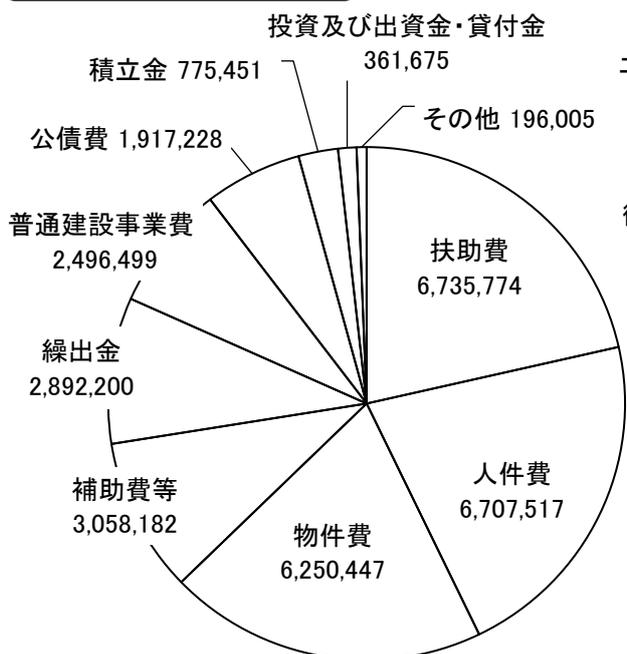
歳入（款別）



歳出（款別）



歳出（性質別）



必要なところに 暮らしを支える予算

	事業名	予算要求額	ページ
1	ふるさと産品の創出等に取り組む事業者を支援します【新規】	1,600万円	57
2	多文化共生を推進する事業を実施します	1,629万円	58
3	交通弱者のための総合的な公共交通に取り組めます【新規】	6,936万円	59
4	重層的支援体制整備事業を推進します	3億1,962万円	60
5	人工呼吸器のための非常用電源装置等の購入費の助成をはじめます【新規】	138万円	61
6	宿泊型産後ケア事業の選択肢としてホテルが加わります【新規】	537万円	62
7	第2次救急医療病院が導入する医療機器の購入費を補助します【新規】	2,200万円	63
8	社会医療法人が導入する先端医療機器の購入費を補助します【新規】	1億3,610万円	64
9	休日急病診療所の改修工事のための設計に着手します【新規】	276万円	65
10	こどもの権利条例を策定します	324万円	66
11	「子育て支援センターみらい」を開設します【新規】	1,245万円	67
12	子ども屋内遊戯施設「わん!だーらんど」を開設します【新規】	8,090万円	68
13	こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)がはじまります【新規】	444万円	69
14	小中学校全児童生徒の給食費無料化を行います	3億4,532万円	70
15	居住誘導区域定住促進奨励金を開始します【新規】	400万円	71
16	橋爪・五郎丸地区計画の公園整備を進めます	2億490万円	72
17	市道楽田桃花台線の道路整備を進めます	5,232万円	73

18	都市計画道路蝉屋長塚線の道路整備を進めます	4億263万円	74
19	視覚障害の方を安全に誘導します【新規】	293万円	75
20	高効率エアコンへの買い換えについて補助します【新規】	500万円	76
21	善師野公民館西側に防災広場を整備します	2億2,846万円	77
22	市内企業の設備投資を促進し、企業の発展を支援しています【新規】	2億4,410万円	78
23	円滑な介護保険制度の運営と地域包括ケアシステムの構築を進めます	57億6,117万円	79
24	水道基本料金を6ヶ月間無料化します【新規】	9,615万円	80
25	前原台団地の公共下水道の整備を進めます	5億5,000万円	81

ふるさとと製品の創出等に取り組む事業者を支援します【新規】

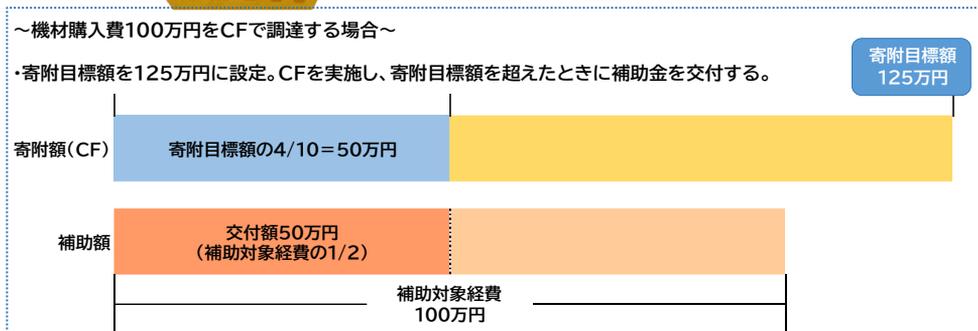
事業費 1,600万円

担当課 経営改善課

ふるさとと納税制度を活用した寄附金をもとに、ふるさとと製品の創出等に取り組む事業者に対して補助金を交付します。



新商品としてフルーツサンドを作って返礼品にしたい。そのために必要な急速冷凍機の購入費用100万円をCFで資金調達したい。



予算科目 2-1-13

目名 ふるさと納税推進費

特定財源 ふるさと犬山応援基金繰入金 1,600万円

事業の目的

ふるさとと納税の寄附金を活用し、新たな地場製品の開発や、既存の地場製品の改良を支援することで、地域の特色を生かした新しい商品を生み出すことができ、地域経済のさらなる活性化を目指します。

事業の内容

新たなふるさとと製品の開発や、既存製品の改良や増産など犬山市内で行う取り組みに対して、ふるさとと納税制度を活用したクラウドファンディングにより資金調達し、寄附額の10分の4を補助金として交付します。(ただし、補助金額は補助対象経費の2分の1以内を上限とします。)

事業の効果

クラウドファンディングという形態を採用することで、地域外の人々から寄附を募る新たな資金調達手段が提供され、地域の魅力や特色を全国規模で広めることができます。実際に寄附者が地域産品を受け取る体験を通じて、地域の特産品や特色について知ってもらうことで、地域の認知度向上にもつながります。

多文化共生を推進する事業を実施します

事業費

1,629万円

担当課

多様性社会推進課

外国にルーツを持つ子どもと保護者を対象に、地域社会への適応と日本語学習を支援します。



プレスクールの様子→

←学齢期の日本語学習支援の様子



予算科目

6-2-2

目名

多文化共生推進

特定財源

なし

事業の目的

主に外国人市民を対象に、日本での生活や学校生活への適応を支援する事業です。日本語学習や生活知識の習得機会を提供し、保護者への啓発を通じて家庭での言語習得の理解を促します。また、専門的な指導や生活支援を行う人材の育成を通じ、地域での多文化共生を推進します。子どもたちが日本社会に適応し、自信を持って成長できる環境づくりを目指します。

事業の内容

①学齢期の日本語学習支援、②学齢期の児童生徒を持つ親の日本語学習支援、③乳幼児期の日本語学習支援、④小学校入学に向けた日本語教室と生活支援、⑤支援者人材育成事業

事業の効果

利用者の日本語能力が向上するとともに、日本の日常生活に関する知識を習得することで、地域社会への適応を促し、多文化共生を推進し、進学や就職など将来の可能性を広げることにつながります。

交通弱者のための総合的な公共交通に取り組みます【新規】

事業費	コミュニティバス（再編費用）	622万円
	公共ライドシェア運行	1,740万円
	タクシー補助	4,574万円

担当課 防災交通課

わん丸君バスの路線やダイヤを見直すとともに、新たな公共交通として運行している公共ライドシェアについて、楽田の一部の地区において昼の運行を開始します。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、65歳以上を対象に、市内のタクシー利用について利用料金を補助します。



予算科目

2-1-11

目名

交通防犯対策費

特定財源

国庫補助金 4,495万円 市債 440万円

事業の目的

交通空白地に居住する人等に対して、買い物、通院などの日常生活や社会生活における公共交通による移動手段を確保することで、生活を支えます。また、どのような公共交通が適するのか、調査・研究をしていきます。

事業の内容

- 令和8年12月にわん丸君バスの路線やダイヤを再編します。
- 公共交通の調査・研究として、岐阜バス「明治村線」の一部路線（犬山駅東口～長者町団地南）において実施している公共ライドシェアについて、引き続き運行します。
- 楽田の一部地域において、予約制の公共ライドシェアを週2日昼の時間帯に運行します。
- 物価高騰対策として国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高齢者のタクシー利用料を半額補助します。

【実施期間】 令和8年6月～令和9年2月

【対象者】 市内在住の65歳以上の方

【補助内容】 タクシー利用料の半額（市内での利用に限る）

事業の効果

わん丸君バスを継続的に運行しながら、わん丸君バスでカバーできない部分の移動を公共ライドシェアやタクシーが担い地域公共交通を維持することで、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、外出機会が増えるなど豊かな市民生活に繋がります。

重層的支援体制整備事業を推進します

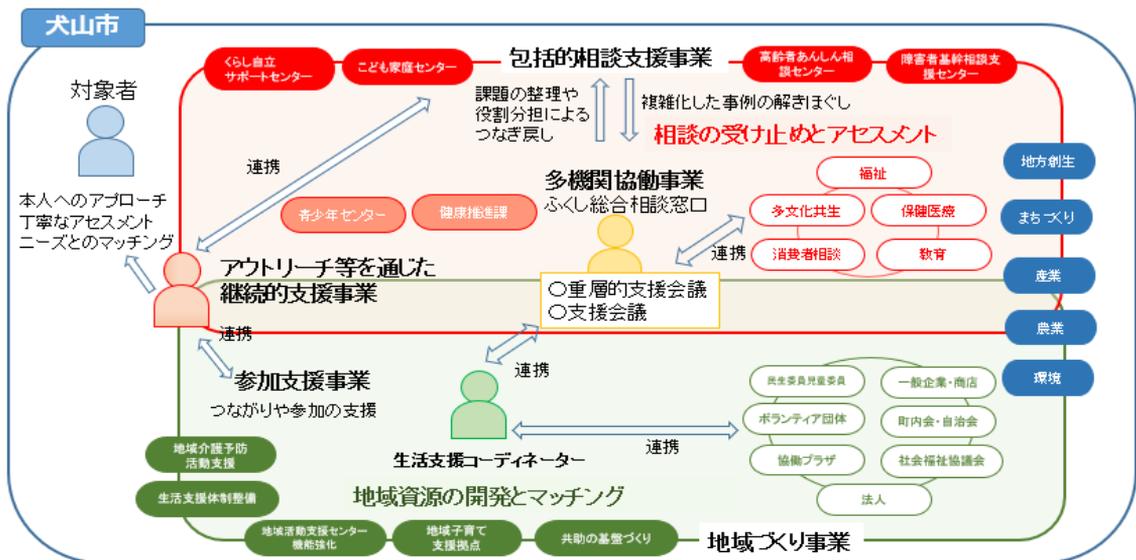
事業費 3億1,962万円

担当課

福祉課、障害者支援課、高齢者支援課、健康推進課、子育て支援課

福祉相談支援の要となる重層的支援体制整備事業を一体的に推進するため、支援者間や地域との連携を深めるとともに、職員の人材育成と支援を目的とした研修会の実施や、地域資源やこれまでの事例の見える化と活用を進めます。

犬山市における重層的支援体制整備事業の全体像



予算科目	3-1-1 他	目名	社会福祉総務費他
特定財源	国庫補助金 1億3,061万円 県補助金 6,164万円		



事業の目的

複雑化・複合化した市民の困りごとに対応するため、世代や属性を問わずに受け止める支援体制を整え、統合補助金を活用し、重層的支援体制整備事業計画に基づく事業を実施します。

事業の内容

重層的支援体制整備事業として、①包括的相談支援事業、②地域づくり事業、③多機関協働事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤参加支援事業を既存事業も含めて一体的に実施します。(地域包括支援センター運営、生活支援体制整備事業、障害者基幹相談支援センター運営など)

支援者の支援のための研修会等を行うほか、職員のスキルアップとサポートを目的として、ケースワーク記録のデータベース化を行い、地域資源やこれまでの事例の見える化と活用を図ります。

事業の効果

困りごとが深刻になる前に、地域や各分野の支援者間の連携により対象者の課題にチームで向き合うことで適切な支援につなげ、支援機関や専門職の個人の負担を軽減していく「しくみ」をつくることができます。

人工呼吸器のための非常用電源装置等の購入費の助成をはじめます【新規】

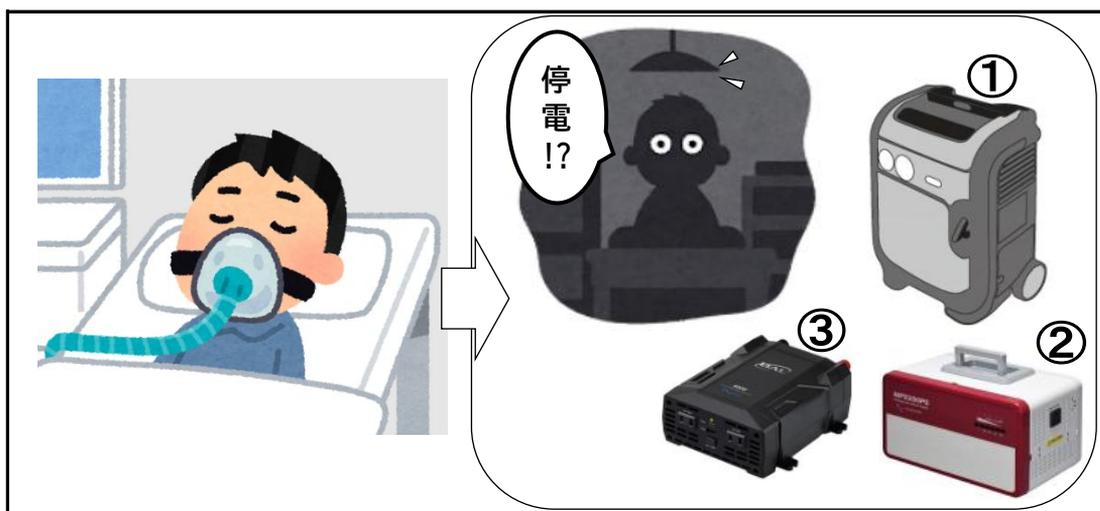
事業費

138万円

担当課

障害者支援課

常時人工呼吸器を使用している方に対し、災害時等も継続して使用するための非常用電源装置等購入の費用を助成します。



予算科目

3-1-2

目名

障害者福祉費

特定財源

国庫補助金 35万円 県補助金 17万円

事業の目的

常時人工呼吸器を使用する方が、災害発生時においても継続して在宅生活を送ることができるようにします。

事業の内容

日常生活用具給付事業の対象品目に「人工呼吸器用非常用電源」を追加します。

種類①弦波インバーター発電機 : 基準額 120,000円

②ポータブル電源(蓄電池) : // 65,000円

③カーインバーター : // 45,000円

対象者: 在宅生活者で、常時人工呼吸器を使用する市民

利用者負担額: 原則1割負担

※月額負担上限額: 生活保護・非課税世帯0円、市民税課税世帯37,200円

予算額: 230,000円×6人=1,380,000円

※日常生活用具給付事業 総事業費19,500,000円

事業の効果

常時人工呼吸器を使用して生活する方が、災害発生時においても安心して自宅で生活を継続することができます。

宿泊型産後ケア事業の選択肢としてホテルが加わります【新規】

事業費

537万円

担当課

健康推進課

産後の母子が心身のケアや育児サポートなどを受けられる宿泊型産後ケア事業の利用施設の選択肢にホテルが加わります。



予算科目

4-1-3

目名

母子健康づくり推進費

特定財源

国庫補助金 268万円 県補助金 134万円

事業の目的

産後ケア事業は、母子保健法に基づき市町村が実施主体となり、産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

事業の内容

産後ケア事業には宿泊型、通所型、訪問型の3種類の実施方法があり、母親への身体的・心理的ケア、授乳等育児指導、乳児の預かりなどを行っています。

現在、宿泊型は病院、診療所、助産所の10施設に委託していますが、新たに令和8年4月からホテルミュースタイル犬山エクスペリエンスが追加されます。

事業の効果

産後ケア事業施設が拡大することで、産後の適切な時期にサービスを利用することができ、妊娠・出産による心身の回復の促進や、育児不安の軽減につながります。

また、行政と医療専門家とが連携し、産後の母子やその家族が安心して子育てができる環境づくりに貢献することができます。

第2次救急医療病院が導入する医療機器の購入費を補助します【新規】

事業費

2,200万円

担当課

健康推進課

愛知県と協調し、第2次救急医療を担う総合犬山中央病院が導入する救急医療に必要な医療機器の購入費を補助します。

X線装置



予算科目

4-1-1

目名

保健衛生総務費

特定財源

県補助金 1,466万円

事業の目的

市民が安心してくらするように必要な医療サービスを提供し、健康を支えている第2次救急医療病院が救急医療提供体制を整えるため、医療機器の購入費に対し補助を行います。

事業の内容

市内唯一の第2次救急医療病院である総合犬山中央病院が、救急外来に対する診療の充実を図るため、患者の患部を診断する際に、従来より撮影精度、安全性及び検査効率が向上したX線装置の購入費に対する補助を行います。

※愛知県との協調補助をした過去の実績

令和元年度 総合検査レポート管理システム 1,358万円

検査データの収集・管理を一元化し、診断や報告書作成を支援するシステム

平成24年度 ラジオアイソトープ機器 1,260万円

放射性医薬品を使用し、臓器や組織の機能や代謝情報を画像化する装置

事業の効果

総合犬山中央病院の救急外来は休日72日、夜間365日患者を受け入れているため、新しい機器の導入は、救急搬送者、休日等来院者のうち、外傷等によりX線判断が必要となる診療の診察・診断において患部が鮮明に撮影できるなど、医療処置を行う際に効果を発揮します。

社会医療法人が導入する先端医療機器の購入費を補助します【新規】

事業費 1億3,610万円

担当課 健康推進課

市の中核的な医療機関である総合犬山中央病院が導入する先端医療機器の購入費を補助します。

血管撮影装置



MRI



予算科目 4-1-1

目名 保健衛生総務費

特定財源 健康市民づくり基金繰入金 1億3,610万円

事業の目的

地域の中核的な社会医療法人が導入する先端医療機器の導入費用を補助することで、先端医療機器の購入を促し、導入した社会医療法人や地域全体の医療水準を向上、並びに市民に対する医療サービスの向上を目的としています。

事業の内容

社会医療法人が導入する先端医療機器の導入費用に対して補助をします。

※導入予定の先端医療機器

- ・MRI…強力な磁力を利用し身体の内부를映像化する医療機器で、従来のMRIより検査時間が短く、精細な画像となり診断の精度が向上しています。
- ・血管撮影装置…造影剤を注射後にX線を照射し、主に身体の血管を撮影する医療機器で、従来の機器が平面図から読み取る必要があるのに対し、2方向から撮影し患部を立体的に把握できるため、診断の精度が向上します。また、被ばく低減技術により、患者の放射線被ばく量を軽減できます。

事業の効果

公益性の高い中核的な医療機関の医療機器強化を推進することで、救急医療における医療水準の向上や、地域医療機関と連携し利用することで、地域医療全体の医療水準の向上を図ることが可能になります。

なお、この補助事業の公益性については、附属機関「健康まちづくり推進委員会」でも検討を行います。

休日急病診療所の改修工事のための設計に着手します【新規】

事業費

276万円

担当課

健康推進課

老朽化した休日急病診療所の改修工事のための設計書を作成します。



予算科目

4-1-5

目名

休日急病診療所費

特定財源

なし

事業の目的

昭和56年4月に開設し、40年以上経過した休日急病診療所について、これからも市民が安心して利用できるように施設の修繕を行います。

事業の内容

休日急病診療所の建物・設備を維持管理していくため、改修・修繕工事を行います。（外壁のひび割れ補修、トイレ改修、スロープの設置、発熱外来用待合の設置など）改修工事は、五郎丸地区の土地利用計画を考慮し、運営している医師会や運営協議会で検討しながら必要最小限の改修とし、令和8年度で設計委託を行い、令和9年度に改修工事を予定しています。

事業の効果

休日急病診療所は躯体が鉄筋コンクリート造となっており、50年以上の運用が前提の建物です。令和6年度において耐力度調査を行い、建物の強度も十分と確認されたため、内部、外部の修繕を行うことで今後も適正な施設運営を図ることができます。ついでに、施設利用者である市民の方に対しても十分な運用効果を発揮することが可能となります。

こどもの権利条例を策定します

事業費

324万円

担当課

子育て支援課

こどもの権利を保障し、地域全体でこどもの健やかな育ちを応援するために「犬山市こどもの権利条例」を策定します。



参考：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ

予算科目

3-2-1

目名

児童福祉総務費

特定財源

なし

事業の目的

犬山に住むこども達一人ひとりが自立した「個人」として健やかに成長し、おかれてい
る環境などに関わらず等しく権利が守られ、幸せに暮らすことができる地域づくりに寄与
するため、犬山市こどもの権利条例を策定します。

事業の内容

条例の策定にあたり、公立小中学校への訪問だけでなく、機会を捉えた意見聴取の方法
を検討するとともに、オンラインアンケートフォームによる意見聴取の実施などにより、
当事者であるこども達からの意見をできるだけ幅広く聴取します。

事業の効果

条例を策定する過程や策定後の周知を通してこどもを権利の主体として一人ひとりが認
識することで、犬山に住むこども達一人ひとりが自立した「個人」として健やかに成長
し、おかれている環境などに関わらず等しく権利が守られ、幸せに暮らすことができ
る地域づくりの一助となります。

「子育て支援センターみらい」を開設します【新規】

事業費

1, 245万円

担当課

子育て支援課

令和8年4月に開園する「（仮称）にじいろ保育園羽黒」内に「子育て支援センターみらい」を開設します。



予算科目

3-2-1

目名

児童福祉総務費

特定財源

国庫補助金 415万円 県補助金 415万円

事業の目的

令和8年4月に開園する「（仮称）にじいろ保育園羽黒」内に、「子育て支援センターみらい」を開設します。

運営は民間事業者（ライクキッズ株式会社）に委託します。

市内4か所目の子育て支援センターとして、子育てに悩む親の相談場所を拡充していきます。

事業の内容

- 内容 子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談、援助など
- 対象者 概ね3歳未満の乳幼児とその保護者
- 開設日 週6日、月曜日から土曜日
- 開設時間 午前10時～午後3時
- 職員配置 専任2人（うち常勤1人）
- 運営事業者 ライクキッズ株式会社
（令和4年度に民間保育園整備と併せて公募し決定）
- 事業費 運営委託料 1, 245万円

事業の効果

子育てに悩む親の相談場所を拡充し、子育て支援体制の強化を図ります。

子ども屋内遊戯施設「わん！だーらんど」を開設します【新規】

事業費

8,090万円

担当課

子育て支援課

天候に関わらず家族で遊べる「わん！だーらんど」が、令和8年4月にヨシツヤ犬山店2階にオープンします。



予算科目

3-2-1

目名

児童福祉総務費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 8,050万円 その他 40万円

事業の目的

子どもたちが天候に関わらず思いきり遊ぶことができ、ママパパも安心して過ごせる環境の整備として、子ども屋内遊戯施設「わん！だーらんど」が令和8年4月にオープンします。子どもたちの感性、創造力、思考力を養う場を提供することで、子どもの健やかな成長を後押しするとともに、保護者が安心して子どもを遊ばせることができ、かつ、相談もできる場所を提供し、子育て支援の充実を図ります。

事業の内容

- ・面積 1,500㎡（約454坪） ※株式会社義津屋から市が賃借
- ・内容 遊び場、トイレ、授乳室、休憩スペース、相談室
- ・指定管理による運営
指定管理者 株式会社フレーベル館
指定期間 令和8年4月～令和13年3月（5年間）
- ・事業費の内訳（主なもの）
指定管理料 4,042万円、施設借上料 2,067万円

事業の効果

子どもたちがのびのびと体を動かし様々な遊びを創造でき、また、子どもだけでなく大人もワクワクする屋内遊戯施設を運営することで、子育て世帯への支援を充実し、未来への投資として子どもの健やかな成長を後押しします。

子ども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）がはじまります【新規】

事業費

444万円

担当課

子ども未来課

保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間（10時間）まで保育園等を利用できる制度で、令和8年4月から全国の自治体において実施されます。

子ども誰でも通園制度

	0歳～2歳	3歳～5歳
就労要件あり	保育所、認定子ども園等 ※小学校就学まで	
就労要件なし	子ども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満	幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

国庫補助金 318万円 県補助金 53万円
その他 14万円

事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とします。

事業の内容

保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とし、本市では、羽黒南子ども未来園（公立保育所）と民間事業者による事業実施を予定しています。

民間事業者に対しては、国が定める、利用乳幼児の年齢に応じた一人1時間当りの給付単価（公定価格）をもとに算出した給付費負担金を事業者からの請求により支払います。

事業の効果

子どもにとっては、同じ年齢の子ども同士がふれあいながら、家庭だけでは得られない経験を通じて、人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。

保護者にとっては、専門的な知識などを持つ人（保育士）との関わりにより育児に対する孤立感、不安感の解消につながり、子どもへの保育士の接し方を見ることにより、子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉え、保護者自身が親として成長することができます。

小中学校全児童生徒の給食費無料化を行います

事業費

3億4,532万円

担当課

学校教育課

令和8年度は、給食の提供がある小中学校へ通う全児童生徒の給食費無料化を実施します。



予算科目

9-1-2
9-2-1
9-3-1

目名

事務局費
学校管理費（小学校費）
学校管理費（中学校費）

特定財源

国庫補助金 1億4,040万円 県補助金 1億8,075万円

事業の目的

物価高騰が続く中、子育て世帯の家計負担は大きくなっています。小中学校へ通う児童生徒の給食費を無料とすることで、保護者の経済的負担軽減を図ります。令和8年度は、国により始まった小学校の給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使い、小中学校全学年を対象として実施します。

事業の内容

市内小中学校に通う児童生徒の給食費を無料とします。また、食物アレルギー等により、給食が食べられず弁当を持参する児童生徒及び給食の提供がある市外学校への通学者には、補助金として支給します。

【無料化対象者の拡充】

令和4年4月～ 第3子以降の児童生徒
令和5年9月～ 小学6年生、中学3年生
令和6年4月～ 小学1年生
令和7年4月～ 小学2年生

事業の効果

給食費の無料化対象者を拡充することで、より多くの子育て世帯への経済的な負担を軽減できます。

居住誘導区域定住促進奨励金を開始します【新規】

事業費

400万円

担当課

都市計画課

人口減少社会に対応した持続可能なコンパクトなまちづくりに向け、まちなか[※]への移住や定住を促すため、奨励金制度を開始します。

子育て世帯が市外又はまちなか以外から
まちなかへ移動



予算科目

7-4-1

目名

都市計画総務費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 400万円

事業の目的

人口減少社会に対応した持続可能なコンパクトなまちづくりを推進することで、人口密度を維持し、医療や福祉、商業施設などの生活利便施設の維持・活性化を図ることを目的とし、まちなかへの移住や定住を促すため、奨励金制度を開始します。

事業の内容

市外又はまちなか以外に住む子育て世帯が、犬山市のまちなかの土地を売買により取得し、居住する住宅を取得し、そこに住むことに対して、奨励金（5万円：条件により加算額有）を交付します。

・居住誘導区域定住促進奨励金 5万円×80戸＝400万円

事業の効果

子育て世帯のまちなかへの居住・定住が促進されます。

※まちなか・・・犬山市立地適正化計画において設定した居住誘導区域をいいます。

橋爪・五郎丸地区計画の公園整備を進めます

事業費

2億490万円

担当課

整備課

橋爪、五郎丸子ども未来園跡地に公園を整備し、良好な住環境の形成を図ります。

整備イメージ（五郎丸子ども未来園跡地）



予算科目

7-4-6

目名

公園管理費

特定財源

国庫補助金 2,700万円 市債 1億3,750万円

事業の目的

橋爪・五郎丸地区計画に基づく橋爪、五郎丸子ども未来園跡地に公園整備を進め、良好な住宅地を形成することで、定住人口の増加を促進します。

事業の内容

橋爪、五郎丸子ども未来園跡地について、令和6年度に実施した橋爪・五郎丸地区計画公園づくりワークショップ「未来の公園デザインラボ」の意見を踏まえ、橋爪子ども未来園の跡地は、広さを活かし、老若男女が憩える多目的公園、五郎丸子ども未来園の跡地には、東西の長さや高低差を活かし、自然や未来を感じる公園の整備を進めます。

・資材価格特別調査業務委託料 114万円 ・公園新設工事費 2億376万円

事業の効果

新たな公園の整備により、市街化区域内の良好な住宅地を形成することで、定住人口の増加促進が期待できます。

市道楽田桃花台線の道路整備を進めます

事業費

5, 232万円

担当課

整備課

市南部地域の東西路線を整備し、地域の渋滞緩和や歩行者等の安全確保を図ります。



予算科目

7-4-4

目名

街路事業費

特定財源

市債 4, 700万円

事業の目的

市南部地域の交通需要に対応するため、市道楽田桃花台線を整備し、地域の渋滞緩和や歩行者等の安全確保を図ります。

事業の内容

幅員が狭く、車のすれ違いが困難な荒井池から西側区間において、現在の道路用地幅による拡幅整備を進めます。

- ・道路改良工事費 5, 232万円

事業の効果

地域の渋滞緩和や歩行者の安全確保を図ることができます。

都市計画道路蝉屋長塚線の道路整備を進めます

事業費

4億263万円

担当課

整備課

市南部の東西方向の主要な交通軸を整備し、交通環境の改善、円滑な道路交通処理を行い、地域の発展を図ります。



予算科目

7-4-4

目名

街路事業費

特定財源

国庫補助金 5,769万円 市債 2億9,060万円

事業の目的

計画地周辺は、南北に縦断する名古屋鉄道小牧線により東西間の交通網が分断されているため、東西方向の主要な交通軸となる本路線を整備し、交通環境の改善、円滑な道路交通処理を行い、地域の発展を図ります。

事業の内容

都市計画道路整備に向けて、道路橋梁詳細設計業務及び用地買収を進めます。

- ・測量・嘱託登記業務委託料等 2,121万円
- ・道路橋梁詳細設計業務委託料 2億3,853万円
- ・道路用地購入費等 1億4,289万円

事業の効果

市道犬山公園小牧線、主要地方道春日井各務原線、市道富岡荒井線と南北の幹線があるなか、国道41号へ直接アクセスできる東西軸が確保でき、交通環境の改善を図ることができます。

視覚障害の方を安全に誘導します【新規】

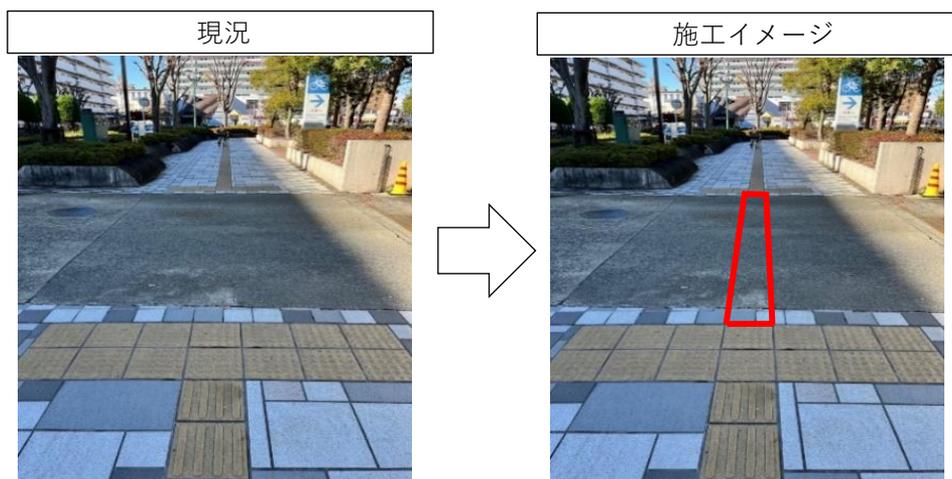
事業費

293万円

担当課

土木管理課

視覚障害者が安全に道路利用ができるよう道路横断部や歩道の車両乗り入れ部に点字タイルの設置を行います。



予算科目

7-2-1

目名

道路維持費

特定財源

なし

事業の目的

犬山駅周辺は、駅を中心として、公共機関や商業施設が集中しているため、健全者障害者問わず多くの方々の利用があります。バリアフリー社会の一環として、視覚障害者が白杖や足の感覚を通じて点字の形状を感じ取り、進行方向や障害物の存在を把握し、安全に道路利用ができるよう整備を行います。

事業の内容

道路管理者として安心して道路利用ができるよう、点字未設置部分の整備を進めます。また、横断歩道の管理者である犬山警察署と連携し点字の連続性を確保していきます。

- ・点字タイル設置 L=150m 293万円

事業の効果

犬山駅周辺の道路上に点字が連続して設置されている範囲をゾーニングすることで、視覚障害者が安心して公共機関や商業施設を訪れることができます。

高効率エアコンへの買い換えについて補助します【新規】

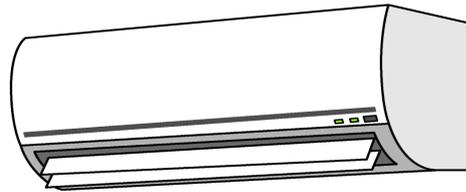
事業費

500万円

担当課

環境課

家庭におけるエネルギー費用負担の軽減等を図るため、65歳以上の世帯を対象に、高効率エアコン買い換え費用の一部を補助します。



省エネ性能

※省エネ性能ラベル

目標年度
2027年度

省エネ基準達成率 100%以上



省エネ基準達成率
100%

APF
6.6

予算科目

4-2-1

目名

環境保全費

特定財源

国庫補助金 430万円

事業の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び熱中症対策の一環として、65歳以上の世帯に対し、高効率エアコン買い換え費用の一部について、補助します。

事業の内容

2027省エネ基準達成率100%以上の高効率エアコンを対象とし、本体購入費用に応じて、1世帯あたり1～3万円の補助金を交付します。

事業の効果

家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減できるとともに、熱中症による全国の死亡者の約8割が65歳以上の高齢者である現状において、補助金を通じ、エアコンの買い換え及び適正な利用を促進することで、熱中症対策に繋がります。

また、家庭内の電力消費量の多くを占める、エアコンの買い換え促進に伴い、二酸化炭素排出量抑制にも繋がります。

善師野公民館西側に防災広場を整備します

事業費 2億2,846万円

担当課 環境課

犬山市都市美化センター建設時に地元地区と締結した覚書に基づき、防災広場の整備を進めます。



予算科目 4-3-1

目名 清掃総務費

特定財源 国庫補助金 4,495万円 市債 1億3,250万円

事業の目的

犬山市都市美化センター建設に伴い、昭和53年に善師野地区と締結した覚書に基づき、善師野公民館西側に広場を整備します。

事業の内容

令和5年度に事業用地周辺の用地測量等、令和6年度は事業用地にかかる土地売買契約を締結しました。

令和7年度は、広場のレイアウトや設備等を決定し、現在、詳細設計を進めています。そして、令和8年度に防災広場の整備工事に着手します。

事業の効果

平時は、善師野区民の交流の場としての活用することができます。

また、災害時に備え、広場内に防災備蓄倉庫を新たに設置するとともに、車中避難を想定したスペース約50台を確保することで、指定避難場所となる善師野公民館の防災機能を拡充します。

市内企業の設備投資を促進し、企業の発展を支援しています【新規】

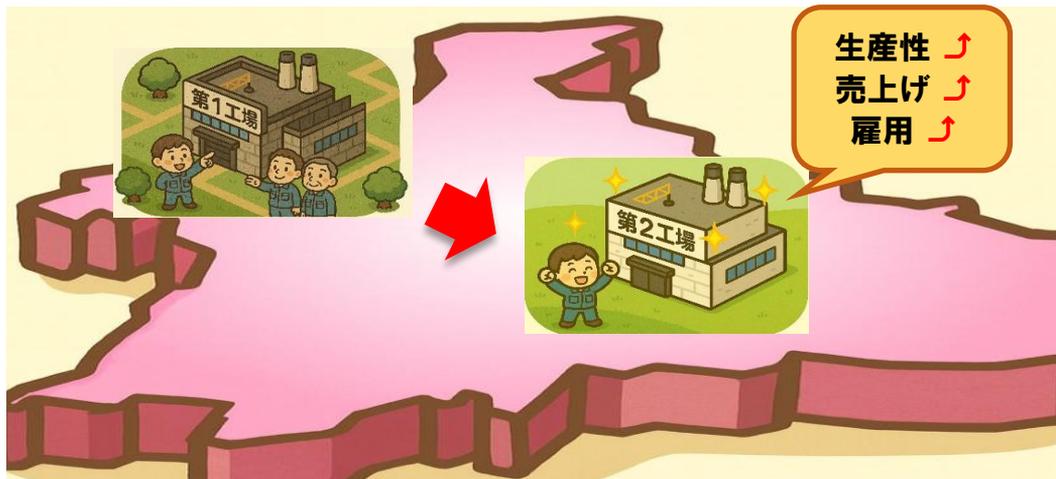
事業費

2億4,410万円

担当課

産業課

市内で長年操業する企業が行う工場の新設・増設や新たな設備導入など、市内企業の再投資に要する経費の一部を補助します。



予算科目

6-1-2

目名

商工費

特定財源

県補助金 1億2,205万円

事業の目的

企業等の市内留置の促進及び雇用の維持拡大を図り、地域経済の振興及び地域の活性化に資することを目的とします。

事業の内容

20年以上操業している市内企業（大企業も含む）が、工場等の新設・増設や設備導入を行う際の経費の10%（限度額4億円）を補助します。そのうち5%相当額（限度額2億円）が、愛知県から市へ補助金として交付されます。

	総事業費
市内企業A社…	6億2,780万円
市内企業B社…	1億8,321万円

	市補助金額（うち県補助金額）
	6,278万円（3,139万円）
	1億8,132万円（9,066万円）

事業の効果

本補助制度の活用により、企業の市内での事業展開を促し、雇用の維持拡大や税収増につなげます。

円滑な介護保険制度の運営と地域包括ケアシステムの構築を進めます

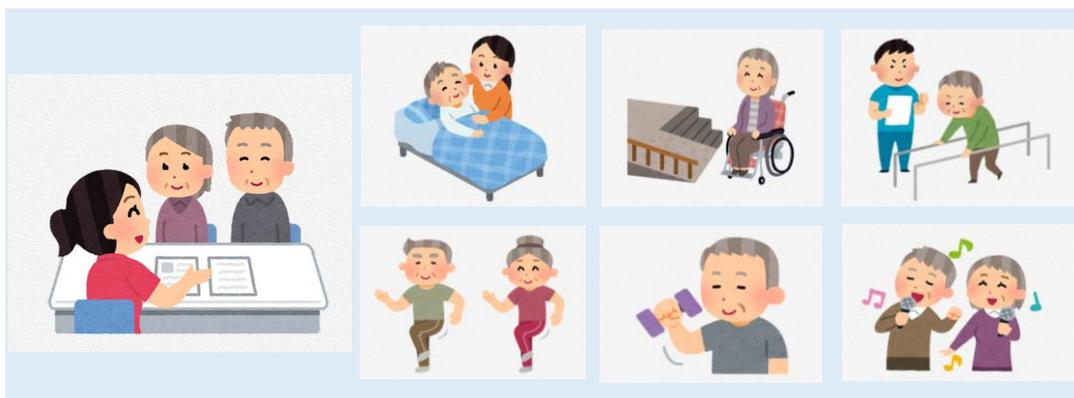
事業費
(特別会計総額)

57億6,117万円

担当課

高齢者支援課

高齢者福祉計画と介護保険事業計画に基づいて、円滑な介護保険制度の運営と、地域包括ケアシステムの構築を進めます。



予算科目 介護保険特別会計

特定財源

国庫支出金 12億3,574万円
県支出金 7億7,288万円
一般会計繰入金(重層交付金含む) 9億689万円 など

事業の目的

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活続けることができるように、円滑な介護保険制度の運営を行うとともに、令和6年度から体制強化を進めている高齢者あんしん相談センターを中核とした地域包括ケアシステムの構築を進めます。

事業の内容

- ・高齢者あんしん相談センターによる高齢者の総合相談、支援、見守り
※ 令和9年度から、センター業務に携わる専門職の育成がより効果的に行えるよう複数年契約とし、各地区の実情に合わせた仕様とするため、令和8年度に公募型プロポーザル方式にて事業者選定を実施します。
- ・被保険者の資格管理
- ・介護保険サービスを利用する際の要介護(要支援)の認定審査
- ・介護保険事業所の指導、支援
- ・介護給付費の支払い
- ・介護保険料の賦課と徴収

事業の効果

介護が必要となった場合に、円滑に介護保険サービスを利用することができるようにします。また、増加、多様化、複雑化する諸課題(虐待、生活困窮、身体機能の低下など)に対応する体制を確保し、高齢者の見守りと支援を行います。

水道基本料金を6ヶ月間無料化します【新規】

事業費

9,615万円

担当課

水道課

物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対して、水道料金の基本料金を6ヶ月間無料化し、消費下支え等を通じた生活者支援を実施します。

ご使用水量のお知らせ

※ご使用水量のお知らせの通信欄に表示されます。

イメージ

通信欄

上水道基本料金は無料です。

予算科目

水道事業会計

目名

総係費

特定財源

一般会計繰入金 9,615万円

事業の目的

生活者や事業者に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使い、水道料金の基本料金を無料化し、支援をします。

事業の内容

- ・無料化期間 令和8年度 第1期・第2期・第3期分（6ヶ月間）
羽黒、楽田、城東、池野地区等：
3月下旬～7月下旬検針分
犬山、上野、木津、橋爪、五郎丸地区等：
4月下旬～8月下旬検針分
- ・対象、金額 犬山市の水道を利用している世帯及び事業者(官公庁除く)
約29,500件 9,570万円
1件あたり 家事用基本料金6ヶ月間 3,003円
(1期1,001円×3期分)
業務用基本料金6ヶ月間 3,795円
(1期1,265円×3期分)
- ・経費 問い合わせ対応等支援業務 45万円

事業の効果

生活者・事業者の経済的負担の軽減が図れます。

前原台団地の公共下水道の整備を進めます

事業費 5億5,000万円

担当課 下水道課

前原台団地の老朽化した集中浄化槽などを公共下水道へ切替えます。

位置図



予算科目

下水道事業
会計

目名

汚水管路建設費

特定財源

国庫補助金 1億2,600万円
企業債 3億9,650万円

事業の目的

前原台団地の老朽化した集中浄化槽などを公共下水道へ切替えます。

事業の内容

前原台団地の公共下水道整備を行います。

- ・管きょ布設工事 L=約3.0km 管口径φ150mm 3億5,000万円
- ・管きょ布設付帯工事 1億7,400万円
- ・下水道工事に伴う舗装改良工事 2,600万円

事業の効果

前原台団地を公共下水道へ接続することにより、生活環境及び公共用水域の水質保全が適切に図られます。

6 令和7年度2月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

6億8,497万9千円を増額補正

補正後予算額 → 542億9,420万6千円

（補正前の予算額と比較して1.28%の増）

一般会計

10億700万9千円を増額補正

補正後予算額 → 338億7,654万円3千円

（補正前の予算額と比較して3.06%の増）

特別会計

3億5,324万4千円を減額補正

補正後予算額 → 145億4,332万6千円

（補正前の予算額と比較して2.37%の減）

企業会計

3,121万4千円を増額補正

補正後予算額 → 58億7,253万7千円

（補正前の予算額と比較して0.53%の増）

令和7年度 補正後予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令和7年度			令和6年度	比 較 増 減	
		補正前の額	補 正 額	補正後の額 A	最終補正	対前年度 予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
					補正後の額 B		
一 般 会 計		32,869,534	1,007,009	33,876,543	31,784,812	2,091,731	6.6
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	6,804,071	△ 434,890	6,369,181	6,917,025	△ 547,844	△ 7.9
	犬 山 城 特 別 会 費 計	422,610	6,018	428,628	383,052	45,576	11.9
	木 曾 川 う かい 事 業 費 特 別 会 計	64,438	712	65,150	64,144	1,006	1.6
	介 護 保 険 特 別 会 計	5,749,579	97,329	5,846,908	5,907,145	△ 60,237	△ 1.0
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,855,872	△ 22,413	1,833,459	1,860,650	△ 27,191	△ 1.5
	小 計	14,896,570	△ 353,244	14,543,326	15,132,016	△ 588,690	△ 3.9
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,811,396	2,464	1,813,860	2,088,647	△ 274,787	△ 13.2
	下 水 道 事 業 会 計	4,029,927	28,750	4,058,677	3,808,638	250,039	6.6
	小 計	5,841,323	31,214	5,872,537	5,897,285	△ 24,748	△ 0.4
合 計		53,607,427	684,979	54,292,406	52,814,113	1,478,293	2.8

※水道事業会計と下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

令和7年度 一般会計補正後予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 減	
	9号補正後 予算額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予算額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	12,851,154	37.9	12,281,267	38.6	569,887	4.6
2 地 方 譲 与 税	244,223	0.7	232,644	0.7	11,579	5.0
3 利 子 割 交 付 金	22,687	0.1	7,027	0.0	15,660	222.9
4 配 当 割 交 付 金	133,891	0.4	130,896	0.4	2,995	2.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	197,056	0.6	159,109	0.5	37,947	23.8
6 法 人 事 業 税 金 交 付 金	279,731	0.8	322,909	1.0	△ 43,178	△ 13.4
7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	2,038,496	6.0	1,887,650	5.9	150,846	8.0
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	18,726	0.1	21,625	0.1	△ 2,899	△ 13.4
9 環 境 性 能 割 金 交 付 金	79,974	0.2	85,273	0.3	△ 5,299	△ 6.2
10 地 方 特 例 交 付 金	83,931	0.2	437,339	1.4	△ 353,408	△ 80.8
11 地 方 交 付 税	2,571,200	7.6	2,465,912	7.8	105,288	4.3
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,496	0.0	7,748	0.0	△ 252	△ 3.3
*13 分 担 金 及 び 金 負 担 金	100,438	0.3	100,394	0.3	44	0.0
*14 使 用 料 及 び 料 手 数 料	568,658	1.7	557,223	1.8	11,435	2.1
15 国 庫 支 出 金	5,246,829	15.5	4,478,120	14.1	768,709	17.2
16 県 支 出 金	2,160,360	6.4	2,417,569	7.6	△ 257,209	△ 10.6
*17 財 産 収 入	161,594	0.5	106,010	0.3	55,584	52.4
*18 寄 附 金	585,528	1.7	459,604	1.4	125,924	27.4
*19 繰 入 金	2,607,709	7.7	2,460,976	7.7	146,733	6.0
*20 繰 越 金	1,130,732	3.3	935,262	2.9	195,470	20.9
*21 諸 収 入	804,230	2.4	757,490	2.4	46,740	6.2
22 市 債	1,981,900	5.9	1,472,765	4.6	509,135	34.6
合 計	33,876,543	100.0	31,784,812	100.0	2,091,731	6.6
* 自 主 財 源	18,810,043	55.5	17,658,226	55.6	1,151,817	6.5
依 存 財 源	15,066,500	44.5	14,126,586	44.4	939,914	6.7

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和7年度 一般会計補正後予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 減	
	9 号 予 算 後 額 A	構 成 比	最 終 予 算 後 額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	240,407	0.7	237,510	0.7	2,897	1.2
2 総 務 費	5,940,908	17.5	5,711,510	18.0	229,398	4.0
3 民 生 費	13,216,064	39.0	11,487,813	36.1	1,728,251	15.0
4 衛 生 費	2,993,499	8.8	2,812,190	8.8	181,309	6.4
5 農 林 業 費	516,122	1.5	838,999	2.6	△ 322,877	△ 38.5
6 商 工 費	930,803	2.7	648,996	2.0	281,807	43.4
7 土 木 費	2,321,998	6.9	2,410,283	7.6	△ 88,285	△ 3.7
8 消 防 費	1,301,571	3.8	1,181,509	3.7	120,062	10.2
9 教 育 費	4,295,638	12.7	4,362,479	13.7	△ 66,841	△ 1.5
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.1	70,000	0.2	△ 22,000	△ 31.4
11 公 債 費	2,011,532	5.9	1,963,522	6.2	48,010	2.4
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	33,876,543	100.0	31,784,812	100.0	2,091,731	6.6

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

※予備費（充用先の款を含む）の予算額は、充用前の金額を記載しています。

《一般会計》	
○戸籍附票旧氏及び旧氏振り仮名記載改修（戸籍住民基本台帳管理）	
歳入：補正要求額	18,403千円
歳出：補正要求額	18,403千円
【目的】	
住民基本台帳法施行令の一部改正により、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載が必須となるため、戸籍システム等の改修を予定している。改修に要する経費は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象となっており、この補助金が令和7年12月補正予算として成立したことを受け、補正予算を計上するもの。	
【内容】	
戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加し、国外転出者のマイナンバーカード等においても旧氏及び旧氏の振り仮名の利用を可能とするため、戸籍システム及び住民記録システムの改修を行う。	
【効果】	
戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載される。	
【概略スケジュール】	
令和8年2月	補助金交付申請
令和8年3月	補助金交付決定
補助金交付決定後	契約
令和8年度中	事業完了
【要求額の積算内容】	
<歳入 18,403千円>	
社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	18,403,000円
<歳出 18,403千円>	
委託料 その他業務委託料	18,403,000円
【その他】	
改修作業は令和8年度中実施のため、本補正予算は繰越明許費として計上	

《一般会計》

○ 生活保護費等追加支給事業（生活保護総務事務・生活保護等扶助）

歳入：補正予算要求額 26,407千円

歳出：補正予算要求額 34,358千円

【補正理由】

最高裁判決により、国により行われた平成25年から平成28年の間の生活保護費の改定が取り消されたことを受け、国は当時に遡及して追加支給を行うことを決定し、補正予算が令和7年12月に成立した。

可能な限り速やかに支給事務に着手するため、補正予算を計上するもの。

【内容】

(対象世帯)

- ・平成25年8月以降の期間において生活保護を受給していた世帯（現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯、中国残留邦人等支援給付世帯を含む）
- ・ただし、平成30年10月以降は、入院患者日用品費、救護施設等の基準生活費、期末一時扶助、障害者加算等を受給した世帯に限る。

※対象世帯数の想定

生活保護世帯（令和8年1月1日時点+30世帯）	276世帯 ※1
生活保護廃止世帯（平成25年8月2日以降廃止、死亡世帯除く）	239世帯 ※2
中国残留邦人等支援給付世帯	1世帯
	計516世帯

(支給方法)

国が用意するプログラムにより、対象者ごとに計算して支給する。

【概略スケジュール】

令和8年2月以降（予定）	国による広報・周知
令和8年3月（補正予算可決後）	生活保護システム改修
令和8年3月下旬～5月	追加支給額の算定・確認作業 生活保護受給中の世帯への支給 ※1
令和8年5月以降	過去に生活保護を受けていた世帯は、申し出に基づき算定のうえ、支給 ※2

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

○生活保護総務事務

<歳入 1,310千円>

生活困窮者就労準備支援事業等国庫補助金 1,310千円

<歳出 1,310千円>

需用費 印刷製本費 7千円

役務費 通信運搬費 57千円

手数料 138千円

委託料 生活保護システム改修業務委託料 330千円

人件費 時間外手当 778千円

○生活保護等扶助

<歳入 25,097千円>

生活扶助費等国庫負担金 24,786千円

生活保護費県負担金 311千円

<歳出 33,048千円>

扶助費 33,048千円

【その他】

- ・令和8年度にかけての事務となるため、本補正予算は繰越明許費として計上
- ・追加支給については、現在生活保護を受けている世帯は申し出が不要だが、生活保護が廃止されている世帯は、当時の世帯主からの申し出が必要となる。（広報・周知活動は国において実施予定）

《一般会計》

○ 土地改良施設改修事業（土地改良施設改修）

歳入：補正予算要求額 33,000千円

歳出：補正予算要求額 33,008千円

【補正理由】

本事業は、愛知県が国庫補助金を活用し、犬山市のため池及び用排水路の耐震化や老朽化対策を行う県営土地改良事業であり、その費用の一部を犬山市が負担している。国の補正予算により、令和8年度に予定していた事業を愛知県が前倒しで実施することとなったため補正予算を計上するもの。

【内容】

今回の補正予算は、堂ヶ洞池地区、入鹿上用水地区、丹羽排水地区の県営土地改良事業に係る負担金である。

【効果】

早期にため池及び用排水路を改修することにより、健全な営農活動を確保することができる。

【概略スケジュール】

令和8年3月 改修工事契約、負担金支出

【要求額の積算内容】

<歳入 33,000千円>

土地改良施設改修事業債 33,000千円

<歳出 33,008千円>

県営土地改良事業負担金 33,008千円

《一般会計》

○ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

歳入：補正予算要求額 151,442千円

歳出：補正予算要求額 152,384千円

【補正理由】

新基本計画実装・農業構造転換支援事業は、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を最大3年間にわたり支援する国の制度である。

令和6年度、愛知北農業協同組合では、管内の共同乾燥調製貯蔵施設である犬山南部ライスセンター（以下、犬山南部RC）と大口カントリーエレベーター（以下、大口CE）を新ライスセンターに統合し、ライスセンター事業の効率化を図ると共に、新たに小麦の乾燥調製を行い、管内での増産にも対応する再編集約・合理化計画を作成し、国の令和6年度補正予算により国から事業採択を受けている。

今回、国の令和7年度補正予算成立を受け、継続事業として新ライスセンターに関連して既存施設の撤去工事に係る費用について補助金の交付をするものであり、制度上、県市町の令和7年度補正予算措置が求められることから、補正予算を計上するもの。

【内容】

新ライスセンターの整備に伴い、既設の犬山南部RCと大口CEの撤去に係る補助対象事業費228,580千円（内訳：犬山南部RC分84,790千円、大口CE分143,790千円）に対して、加算措置も含め補助金152,384千円を、国・県・犬山市・大口町で協調して事業者へ交付する。

なお、今回の国の令和7年度補正に伴い制度が改正され、「更なる加速化の強化」として、県に加え、市町が補助する場合も国が同額を補助する対象となり、加速化加算の補助率が最大16.6%（国8.3%、県市町8.3%）に引き上げられた。今回、県は市町が事業費の1.1%を補助する場合は、県が7.2%を補助することとしている。割合としては、国県市町で2/3を支援し、事業者の負担は、1/3となる。

（事業費負担割合）

国105/180、県13/180、市町2/180、事業者60/180

（次ページに続く）

【効果】

既存施設の撤去は、老朽化した共同利用施設の再編・集約の一連の計画として必要なもので、撤去費用を支援することで農業構造転換が早期に実現され、新施設による生産者の作業効率化に貢献するとともに、安定した品質の米や麦を消費者へ供給することができる。

また、老朽化した施設が長期間存置されることなく、速やかに撤去されることにより跡地利用の促進が図られる。

【概略スケジュール】

令和8年3月 交付申請、交付決定、予算繰越措置

令和8年度中 犬山南部RC及び大口CE撤去工事

令和9年3月 実績報告に基づき補助金額確定・交付

【要求額の積算内容】

<歳入 151,442千円>

稲麦大豆産地整備事業費県補助金 149,845千円 (国県分)

新基本計画実装・農業構造転換支援事業負担金 1,597千円 (大口町分)

計算式：大口CE撤去工事補助対象経費143,790千円×補助率2/180

<歳出 152,384千円>

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金 152,384千円

※歳出の内、犬山市単費による補助額は942千円

計算式：犬山南部RC撤去工事補助対象経費84,790千円×補助率2/180

【その他】

- ・令和6年度補正時の加算措置は、県が「更なる加速化」として協調補助した場合にのみ、国が同額補助する制度で加算の補助率は最大10%で、市町による協調補助の仕組みはなかった。
- ・事業者への補助金交付、県への補助金申請手続きは、犬山市が代表して実施。
- ・撤去工事は令和8年度中実施のため、本補正予算は繰越明許費として計上。

《一般会計》

○ 城東小学校非構造部材改修工事（小学校施設営繕）

歳入：補正予算要求額 75,807千円

歳出：補正予算要求額 77,426千円

【補正理由】

学校施設の非構造部材改修工事は、学校施設の防災機能強化として「犬山市小中学校施設の長寿命化計画」に基づき、毎年計画的に実施している。当該工事は、国の学校施設環境改善交付金の対象となっており、この交付金が令和7年12月の臨時国会で補正予算として成立したことを受け、令和8年度実施予定としていた交付金対象事業を今年度に前倒して実施する必要があることから、補正予算を計上するもの。

【内容】

この工事は防災機能強化事業として、城東小学校の非構造部材の耐震対策工事を実施するものであり、具体的には外壁及び仕上げ材の落下防止工事、建具及びガラスの破損・落下防止工事、内装材等の落下防止工事、天井材及び天井器具の落下防止工事、書架やロッカーなどの転倒防止工事を行うもの。また、この工事に併せ、校舎照明のLED化工事を実施する。

【効果】

発災時における児童生徒等のための緊急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図り、また児童生徒等を事故等から防ぐために必要となる工事を行うことにより、教育環境の改善を図ることができる。さらに体育館は避難所にもなることから、施設の防災機能を強化することで、発災時には機能を支障なく発揮することが可能となる。

【概略スケジュール（予定）】

令和8年3月 工事入札

令和8年4月 契約、着手

令和8年12月 工事完了予定

(次ページにつづく)

【要求額の積算内容】

<歳入 75,807千円>

学校施設環境改善交付金 25,807千円

城東小学校非構造部材改修事業債 50,000千円

<歳出 77,426千円>

城東小学校非構造部材改修工事監理業務 3,806千円

城東小学校非構造部材改修工事 73,620千円

【その他】

改修工事は令和8年度中実施のため、本補正予算は繰越明許費として計上

《一般会計》

○ 学校体育館空調設備設置工事設計業務（小学校施設営繕）

歳出：補正予算要求額 15,752千円

【補正理由】

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度には市内小中学校のすべての普通教室に、令和6年度には一部の特別教室に空調設備を設置してきた。空調設備が未設置である体育館へ令和8年度に小学校10校、令和9年度に中学校4校の整備を行う計画である。同一年度中に設計及び工事を実施するに場合、工期を十分確保できない可能性がある。年度内の設置完了となるよう小学校体育館の設計業務を今年度に前倒して実施する必要があることから、補正予算を計上するもの。

【内容】

設計業務の中で、小学校の体育館に設置する空調設備の方式、受電設備等の方針を決定するとともに、工事費の積算を行う。

【効果】

前年度に設計を前倒すことで、適正な工期の確保、可能な限り早期に空調設備を設置することができる。

【概略スケジュール（予定）】

令和8年3月 設計業務入札、契約、着手

令和8年7月 設計完了

令和8年8月 工事入札予定

令和9年3月 工事完了予定

工事費については令和8年6月議会で補正予算を計上する予定

【要求額の積算内容】

<歳出 15,752千円>

学校空調設備設置工事設計業務委託料 15,752千円

【その他】

本事業は令和8年度中の完了のため、本補正予算は繰越明許費として計上

《一般会計》

○ 空調設備更新工事（小学校施設営繕、中学校施設営繕）

歳入：補正予算要求額 42, 140千円

歳出：補正予算要求額 42, 692千円

【補正理由】

小中学校の図書室、保健室、職員室、校長室に設置されている空調設備の多くは15年以上経過し老朽化がすすんでおり、児童生徒や教職員の学校生活の環境改善を図るため、空調設備の更新を進めている。当該工事は、国の学校施設環境改善交付金の対象となっており、この交付金が令和7年12月の臨時国会で補正予算として成立したことを受け、令和8年度実施予定としていた交付金対象事業を今年度に前倒して実施する必要があることから、補正予算を計上するもの。

【内容】

設置後15年以上経過し、老朽化が進む小中学校の図書室、保健室、職員室、校長室の空調設備を更新する。

（学校ごとの更新予定か所）

学校名	部屋の名称
犬山北小学校	図書室、保健室、職員室、校長室
楽田小学校	印刷室、職員室、校長室
東小学校	図書室、保健室
南部中学校	保健室、理科室、家庭科室、校長室
東部中学校	図書館、保健室、職員室、校長室

【効果】

空調設備を更新することで、気候に影響されることなく学校生活を過ごすことができる環境を確保する。また、省エネ機種を導入することで、光熱水費の削減につながる。

【概略スケジュール（予定）】

令和8年3月 工事入札

令和8年4月 契約、着手

令和8年8月 工事完了予定

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

<歳入 42,140千円>

学校施設環境改善交付金 12,740千円

内訳（小学校分6,126千円）

（中学校分6,614千円）

特別教室空調設備更新事業債 29,400千円

内訳（小学校分13,400千円）

（中学校分16,000千円）

<歳出 42,692千円>

空調設備更新工事請負費 42,692千円

内訳（小学校分19,687千円）

（中学校分23,005千円）

【その他】

改修工事は令和8年度中実施のため、本補正予算は繰越明許費として計上

7 令和8年5月末までの主な行催事

名称等	いぬやま寄席		
実施期間	2月21日 (土)	時間	14:00 ~ 16:15
場所	犬山市民文化会館 大ホール		
担当所属	文化推進課 (市民文化会館)		
主催	犬山市・犬山市教育員会		
名称等	東之宮古墳ワークショップ		
実施期間	2月23日 (月)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所205会議室		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	犬山観光プロモーション (上期)		
実施期間	3月1日 (日) ~ 8月31日 (月)		
場所	犬山市内		
担当所属	観光課		
主催	犬山観光プロモーション協議会		
名称等	子ども俳句教室④春の回		
実施期間	3月1日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	図書館2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課 (図書館)		
主催	犬山市立図書館		
名称等	防災人材育成講座		
実施期間	3月1日 (日)	時間	14:00 ~ 16:30
場所	犬山市役所 205会議室		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・一般社団法人こども女性ネット東海		
名称等	ちびっこ一日消防署長		
実施期間	3月1日 (日)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山城下町地区		
担当所属	予防課		
主催	犬山市 (消防本部予防課)		
名称等	飛驒街道を歩く		
実施期間	3月7日 (土)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	桃太郎神社		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NP0法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク		

名称等	ヒトツバタゴ自生地自然観察会		
実施期間	3月7日 (土)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	ヒトツバタゴ自生地		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	犬山市民総合大学特別講座		
実施期間	3月14日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市南部公民館講堂		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	読み聞かせボランティア養成講座③		
実施期間	3月15日 (土)		
場所	図書館2階視聴覚室		
担当所属	文化推進課(図書館)		
主催	犬山市立図書館		
名称等	土あげ祭		
実施期間	3月20日 (金)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	東之宮古墳		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	朗読ユニットまどかによる朗読会		
実施期間	3月28日 (金)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	図書館2階視聴覚室		
担当所属	文化推進課(図書館)		
主催	犬山市立図書館		
名称等	犬山市子ども屋内遊戯施設オープニングセレモニー		
実施期間	4月1日 (水)	時間	10:00 ~ 10:30
場所	ヨシヅヤ犬山店2階		
担当所属	子育て支援課		
主催	犬山市		
名称等	犬山祭		
実施期間	4月4日 (土) ~ 4月5日 (日)		
場所	犬山市城下町		
担当所属	観光課		
主催	犬山祭保存会		

名称等	春の全国交通安全運動		
実施期間	4月6日 (月) ~ 4月15日 (水)	時間	
場所	市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	愛知県交通安全推進協議会		
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	4月6日 (月)	時間	9:30 ~ 10:30
場所	イオンモール扶桑店		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・扶桑町・犬山警察		
名称等	県内一斉大監視		
実施期間	4月10日 (金)	時間	7:30 ~ 8:30
場所	市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・扶桑町・犬山警察		
名称等	桃太郎まつり		
実施期間	5月5日 (火)	時間	
場所	桃太郎神社・桃太郎公園		
担当所属	観光課		
主催	桃太郎発展会		
名称等	犬山市民総合大学入学式		
実施期間	5月30日 (土)	時間	13:30 ~ 15:20
場所	犬山市南部公民館講堂		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	犬山市子ども大学開校式		
実施期間	5月31日 (日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	犬山市南部公民館講堂		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		